

## (2) 資機材調達・管理係

### ア 作業内容

- (ア) 集合施設に搬入される防疫作業用資機材の受入れ
- (イ) 資機材の在庫状況を常に把握し、防疫計画に合わせて総括・調整班の資機材調達係へ購入を依頼するなど、資機材に不足が生じないよう管理すること
- (ウ) 集合施設の設営補助（第一陣のみ、先遣隊との連携等）

### イ 作業場所

集合施設

### ウ 作業場所までの移動手段

第一陣は（総合）振興局から集合施設まで、（総合）振興局指揮室の総括・調整班が準備するバスで、農場防疫班の先遣隊（受入）、防疫支援班の集合施設運営係、食事係及び運搬係のメンバーとともに移動する。

第二陣以降については、（総合）振興局から防疫作業員とともに輸送バスで移動する。

### エ 人員構成

（構成例）

リーダー	1名
資材検収担当	2名
資材配置担当	7名

### オ 作業手順

#### (ア) 受入準備

リーダーは防疫計画（案）に基づき家保や緊急防疫資材ストックポイントから搬入される資機材の数量と時間を事前に総括・調整班の資機材調達係と共有して把握する。集合施設内では、防疫支援班の集合施設運営係と連携して資機材配置図を作成し、作業人員を配置するなどして受入準備を行う。

防疫作業開始に向け、初期に大量の資機材が搬入されるので、混乱が生じないよう、準備は入念に行うこと。

#### (イ) 資機材の受入れ

資材検収担当は、搬入される資機材を検収し、資材配置担当に配置を指示する。検収の結果、資機材に過不足等の不具合が生じた場合は直ちにリーダーに報告する。

#### (ウ) 資機材の搬出

リーダーは資機材調達計画や作業現場からの要請に応じて、防疫支援班の運搬係に必要資機材の運搬を指示する。指示する際におおよその到着時間を把握

しておき、農場からの照会に備える。

(エ) 資機材の在庫管理

リーダーは、搬入された資機材の在庫量を管理リスト（電子媒体が理想）により管理し、情報を総括・調整班の資機材調達係と共有する。必要資機材に不足が見込まれる場合は、出来るだけ前日までに総括・支援班の資機材調達係に調達を依頼し、速やかに調達の目処を立てる。

**力 留意事項**

- (ア) 本庁が直接発注する殺処分用炭酸ガスボンベ及びその関連資機材（ボンベ用カート、スノーホーン、スパナ等）は、集合施設を経由せず業者から直接農場に搬入されるので、農場防疫班の資機材管理係が受け入れて管理する。
- (イ) 炭酸ガスボンベ、消毒薬等本庁指揮室防疫対策係が手配、発注する資機材の不足について、農場防疫班の資機材管理係から連絡があった場合、当係で受け、本庁指揮室防疫対策係に連絡する。

**キ 必要資機材**

資機材調達計画、筆記用具、PC又はタブレット（管理リスト用）、差し込みベスト（リーダー用）

**（様式例：資機材管理リスト）**

品名：

日 時		受入	単位	払出	在庫	備考（備蓄、購入の別等）
月	日	時 分				
月	日	時 分				
月	日	時 分				
月	日	時 分				
月	日	時 分				
月	日	時 分				
月	日	時 分				
月	日	時 分				
月	日	時 分				
月	日	時 分				

ク 連絡先

総括・調整班－資機材調達係

担当者氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先 : \_\_\_\_\_

農場防疫班－資機材管理係

担当者氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先 : \_\_\_\_\_

防疫支援班－運搬係

担当者氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先 : \_\_\_\_\_

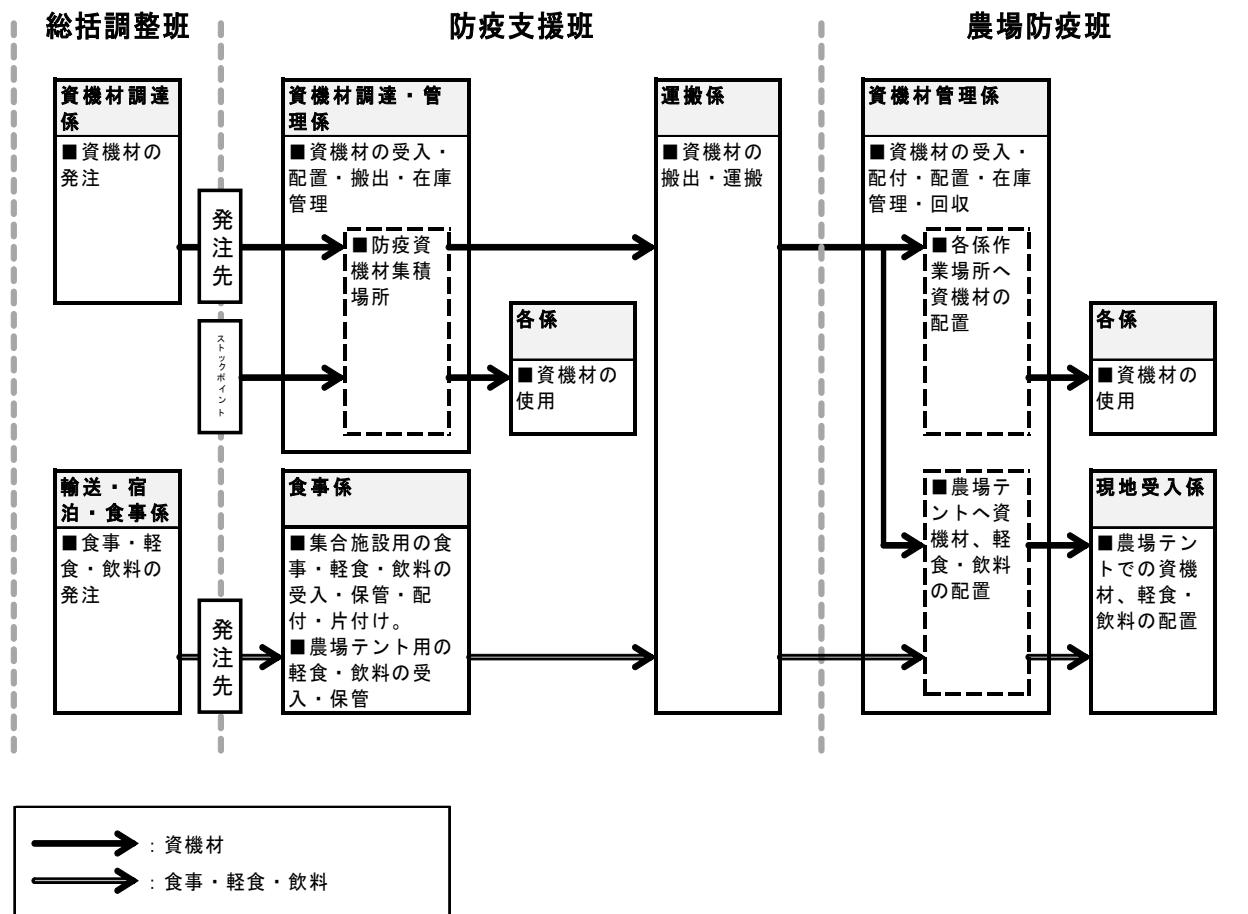
本庁指揮室－防疫班

担当者氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先 : \_\_\_\_\_

## ケ 参考

## 資機材管理に係る分担例



### (3) 運搬係

#### ア 作業内容

集合施設から発生農場、埋却地等へ必要資機材を運搬する。

\* 各消毒ポイントへの資機材の配置は消毒ポイント係が行うが、消毒ポイントの運営上、集合施設とは別に拠点を設置する場合、必要に応じて集合施設から消毒ポイント係の拠点までの輸送について消毒ポイント係と連携して対応する。

#### イ 作業場所

集合施設、発生農場テント、埋却地 等

#### ウ 作業場所までの移動手段

第一陣は（総合）振興局から集合施設まで、（総合）振興局指揮室の総括・調整班が準備するバスで、農場防疫班の先遣隊（受入）、防疫支援班の集合施設運営係、食事係及び資機材調達・管理係のメンバーとともに移動する。

第二陣以降については、（総合）振興局から防疫作業員とともに輸送バスで移動する。

#### エ 人員構成

資機材の運搬に係る作業を円滑に行うため本人の了承を得た上で体力的に支障のない人員を配置するが、常に資機材の量、資機材保管場所への車両接近の可否等を検討し、困難な場合にあってはただちに（総合）振興局指揮室に増員（集中的な運搬等必要に応じて運送業者への外注）を検討する。

○ 農場担当 4名×車両2台 計8名

#### オ 作業手順

防疫支援班の資機材調達・管理係の指示により、集合施設内に保管されている資機材を運搬車両に積み込み、農場等の作業現場に資機材を搬入する。搬入先では担当者の検収を受けること。

また、防疫支援班の食事係の指示により、集合施設内に保管されている軽食・飲料を運搬車両に積み込み、農場テントに搬入する。搬入先では担当者の検収を受けること。

なお、運搬車両は、総括・調整班の輸送・宿泊・食事係が調達し、運搬係へ支給される。

また、防疫措置開始前にあっては、先遣隊（受入）と連携して資機材の管理を行う。

#### カ 必要資機材

資機材調達計画（様式未定）、運搬用車両（ワンボックス、軽トラック）、周辺道路地図

キ 連絡先

防疫支援班－資機材調達・管理係

担当者氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先 : \_\_\_\_\_

農場防疫班－資機材管理係

担当者氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先 : \_\_\_\_\_

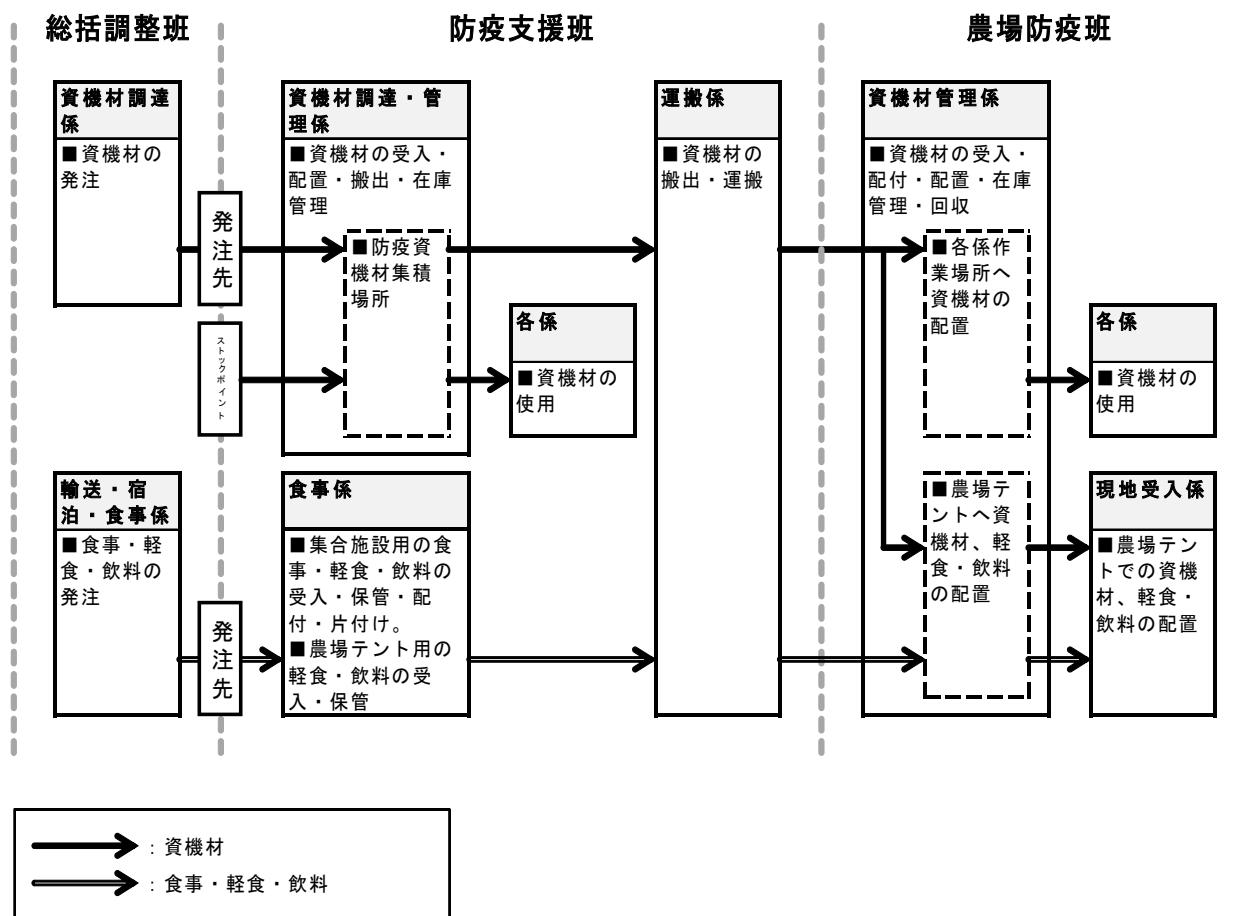
防疫支援班－運搬係

担当者氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先 : \_\_\_\_\_

## ク 参考

### 資機材管理に係る分担例





## (4) 健康管理係

### ア 作業内容

- (ア) 防疫作業員等の健康確認
- (イ) 傷病時等救急対応体制の整備

### イ 作業場所

集合施設

### ウ 作業場所までの移動手段

(総合) 振興局等より公用車にて移動

### エ 人員構成

(総合) 振興局職員 数名

### オ 具体的対策

- (ア) 防疫作業員に対し、あらかじめ、所属長の確認を経た派遣前健康調査票（高病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアル様式に準じる）を作成、持参させる。
- (イ) 事前確認事項に該当がない場合は農場内作業を担当させる。項目の有無のみを確認するものとし、担当は医師等の資格を問わない。
- (ウ) 傷病時の救急対応に備え、近隣診療施設等を把握、リスト化する。
- (エ) 農場又は集合施設において、怪我、事故、体調不良が発生した場合の救急対応が生じた場合の連絡先について確認し、(総合) 振興局指揮室内で共有するとともに、農場及び集合施設に掲示する。

### カ 必要資機材

文具類（健康調査票のファイリング用及び救急対応に係る情報の掲示用）

### キ 連絡先

農場防疫班－農場統括係

担当者氏名 :

連絡先 :

防疫支援班－集合施設運営係

担当者氏名 :

連絡先 :

## ク 参考

### 動員に係る分担例

分担事項	派遣元	当該(総合)振興局職員、管内関係団体等	本庁、他(総合)振興局職員、道内関係団体等
必要人員の算出		動員・班編制係	本庁対策本部指揮室 調整班企画・総務係 (農政課、人事局人事課) *
動員者の所属との調整		動員・班編制係	
宿泊施設	宿泊施設・移動手段(宿泊施設まで)の手配	輸送・宿泊・食事係	
	宿泊施設・移動手段(宿泊施設まで)の通知	動員・班編制係	
	集合施設への移動手段の通知	動員・班編制係	
	移動手段(宿泊施設と集合施設間)の手配	輸送・宿泊・食事係	
集合施設	移動手段(集合施設と作業場所間)の手配	輸送・宿泊・食事係	
	受付・健康確認	集合施設運営係・健康管理係	
	(作業前)防疫衣の装着の補助	集合施設運営係	
	(作業前)作業場所への移動バスに誘導 (作業後)宿泊施設への移動バスに誘導	集合施設運営係	
	次シフトの集合時間、集合手段の通知	集合施設運営係	
	軽食、飲料の配付	食事係	
作業場所	作業場所への移動手段の手配	輸送・宿泊・食事係	
	汚染エリア出入時の補助・手順の指示	現地受入係	
	受付、作業開始・終了の指示	農場統括係(消毒ポイント、農場外の埋却地での作業にあっては各係)	
	集合施設への移動手段の通知	農場統括係又は現地受入係(消毒ポイント、農場外の埋却地での作業にあっては各係)	
	軽食、飲料の配付	現地受入係	

注1 注釈のない係名は(総合)振興局対策本部の係を指す。

注2 上表に自衛隊、警察、家畜防疫員、国・都府県からの派遣者は含めない。

\* ・当該(総合)振興局管内の動員上の不足人數を他(総合)振興局、道内関係団体等から動員。

・道内関係団体への連絡については、道本部防疫班防疫対策係が補佐。

・必要に応じて、道本部調整班関係機関調整係が補佐。

・必要に応じて、派遣元に自己手配を要請。

## (5) 消毒ポイント係

### ア 作業内容

#### (ア) 消毒ポイントの設置

- ・設置場所の検討
- ・道路使用許可又は占有許可申請等に係る事務

#### (イ) 消毒ポイントの運営

- a 原則として下記の畜産関係車両を対象として消毒を実施。(ただし、農場の防疫措置に係る通行制限・遮断に伴い設置する消毒ポイントにおいては、当該農場の防疫措置完了までの間、一般車両を含めた全ての車両の消毒を行う。(1の農場防疫班の(8)の通行遮断係の項の別紙の実施例を参照))
  - ・家畜用飼料の運送車両(衛生管理区域に入りしない車両も対象とする。  
なお、原材料のみを取り扱う車両にあってはこの限りではない。)
  - ・家畜生体若しくは死体の運送車両
  - ・家畜飼養農場の衛生管理区域に入りする車両
  - ・家畜関連施設(と畜場、化製場、化製場に搬入するための死体の保管場所)に入りする車両
  - ・その他、対策本部が必要と認めた車両
- b 原則として引き込みによる消毒
- c 各消毒ポイントを巡回し、資機材等を補充

### イ 作業場所

集合施設、各消毒ポイント

\* 原則として集合施設を拠点として、各消毒ポイントに係る対応を行うが、消毒ポイントの設置状況を踏まえ、消毒ポイントへの移動等の利便性を考慮し、必要に応じて集合施設とは別に拠点を設置する。

### ウ 作業場所までの移動手段

公用車(各自運転)等

### エ 人員構成

#### (ア) 各消毒ポイント 概ね 5 名 (1箇所につき)

誘導作業 2 名、消毒作業 1 名、総括及び事務担当 2 名。なお、消毒対象車両が多い消毒ポイントにおいては適宜増員する。

#### (イ) 資機材等補充要員 2 名 (各消毒ポイントを巡回)

(ウ) 稼動時間が 8 時間を超える場合には 2 ~ 3 交代制で実施

## 才 作業手順

### (ア) 準備

対策本部を設置した段階から準備を開始し、患畜等発生後、稼働可能なポイントから順次稼動させる。

- a あらかじめ設定されていた各消毒ポイントの想定場所において、当該土地の所有者に対し消毒ポイントの稼動の可否を確認し、稼動を決定するとともにその旨を(総合)振興局指揮室に報告する。
- b 当該ポイントについて、道路使用許可及び道路占用許可申請を行う。
- c 各ポイントにおける作業動線、資機材保管場所のレイアウト等を決定する。清掃、除雪が必要であれば(総合)振興局指揮室に調整と手配を依頼する。
- d 設置場所、稼動時間については当該消毒ポイントを利用する畜産関係車両の動向に応じ、明らかに利用車両がない時間帯は閉鎖する等の防疫計画の微調整を行う。また、効率的な運営を期し、必要に応じて(総合)振興局指揮室又は本庁対策本部消毒ポイント支援係を通じ、飼料会社等に消毒ポイント通過時刻の調整を要請する。

### (イ) 消毒ポイントの稼動準備

- a 各消毒ポイントに必要な資機材をリストアップし、(総合) 振興局指揮室防疫支援班資機材調達・管理係に調達を依頼する。
- b 各消毒ポイントの稼動時間を検討し、本庁指揮室防疫支援班消毒ポイント支援係と連携し、飼料会社又は関係団体等への周知を依頼する。

### (ウ) 消毒ポイントの運営

- a 稼動当初は道職員、現地の状況を熟知した市町村職員により運営するが、状況に応じ、民間企業等に業務の一部を委託する。
- b この際、本庁指揮室防疫支援班消毒ポイント支援係を介して事前協定に基づき対応を図る。ただし、稼動中は常時道職員が駐在し、苦情等不測の事態に備えることとする。
- c 稼動開始又は終了時、若しくはトラブル発生時には(総合) 振興局指揮室へ随時報告する。なお、交通トラブルについては速やかに110番通報を行う。

### (エ) 資機材の管理

- a 資機材は集合施設内の資機材集積場所に保管し、原則として消毒ポイント係が公用車等により消毒ポイントへ運搬する。
- b 資機材等補充要員は、消毒ポイントの稼動中にあっては定期的に各ポイントを巡回し消耗品等を補充する。また、水の調達ができない立地においては給水車を手配し補充を行う。
- c 消毒ポイント閉鎖中においては、消毒ポイント看板に「休工中」のパネルを貼り付ける。資機材は可能な限り持ち帰ることとするが、動力噴霧機、タンク等をやむをえず現地に残す場合は、適宜不凍液を使用し凍結防止を図る。

(オ) 消毒の実務

- a 消毒ポイント内に進入した車両を消毒場所へ誘導。

~~~~~ 車両誘導における事故防止・安全確保 ~~~~~~  
車両を誘導する際の注意点は、場所にもよるが概ね次のとおり（訓練を通じた警察署の指導）。

- 道路路肩で実施する場合、歩道側（助手席側）で誘導を行うこと。運転席側に回るなど、道路に侵入しない。
- 車両の正面には立たない。
- 車両を誘導する際は、笛を使い、誘導棒を大きく掲げ、ゆっくり誘導棒を振り下ろし、車両を止める。急に誘導棒を振り下ろすと、車が急停車し、後続車と接触する可能性がある。
- 車両を誘導したら、極力エンジンを停止してもらい、歩道側（助手席側）から運転手に説明する。エンジンがかかったままだと、急に車両が動き出しけガをする可能性がある。

- b 消毒車両の情報を「車両消毒記録表」に記載  
c 動力噴霧機を用いて次の手順により車両に消毒薬を噴霧。

- (a) 上から下へ洗い流すように実施

\*原則積荷には噴霧しない

- (b) 汚染し易いタイヤ、タイヤハウス内部、車両下面について念入りに実施  
(c) 側面を中心に噴霧しタイヤ消毒時の飛沫を洗い落とす

- (d) 運転手の手指に手指用消毒薬をスプレー

- (e) フロアマット、ペダル、靴底に消毒薬を噴霧(手押しポンプ)

- d 消毒車両の運転手の「車両消毒証明書」に消毒した旨を記載



## 力 必要資機材

(例) 1か所あたり (5人分)

| No. | 区分 | 一般名         | 用途等                            | 必要数量   |
|-----|----|-------------|--------------------------------|--------|
| 1   | 着衣 | ディスポキャップ    |                                | 1 箱    |
| 2   | 着衣 | くもり止め       | メガネ、ゴーグル用                      | 1 本    |
| 3   | 着衣 | 箱ティッシュ      | くもり止め塗り伸ばし用                    | 1 箱    |
| 4   | 着衣 | マスク         |                                | 1 箱    |
| 5   | 着衣 | インナー手袋      | S, M, L                        | 各1 箱   |
| 6   | 着衣 | 防疫衣         | 一人1枚 S145cm、M155cm、L165cm      | 5 枚    |
| 7   | 着衣 | 長靴          |                                | 5 足    |
| 8   | 着衣 | 防寒中敷き       | 冬期                             | 5 足    |
| 9   | 着衣 | 貼るカイロ       | 冬期 足先等に貼る                      | 20以上 個 |
| 10  | 装備 | 防寒手袋        | 冬期 裏ボアのダイグローブLL等               | 5 双    |
| 11  | 装備 | ゴーグル        |                                | 5 個    |
| 12  | 装備 | ヘルメット       |                                | 5 個    |
| 13  | 装備 | LED誘導棒      |                                | 5 本    |
| 14  | 装備 | ホイッスル       |                                | 5 個    |
| 15  | 装備 | 安全反射ベスト     | 自ら発光するものが望ましい                  | 5 枚    |
| 16  | 筆記 | 車両消毒記録表     | 耐水紙に印刷                         | 3 枚    |
| 17  | 筆記 | 車両消毒証明書     | 耐水紙に印刷                         | 20 枚   |
| 18  | 筆記 | クリップボード     |                                | 1 個    |
| 19  | 筆記 | ボールペン       |                                | 1 本    |
| 20  | 筆記 | A4用紙        |                                | 20 枚   |
| 21  | 消毒 | 動力噴霧機       | ノズル、リール付き                      | 1 式    |
| 22  | 消毒 | ローリータンク     | 300L ~ (必要液量 30L/乗用車、60L/トラック) | 1 台    |
| 23  | 消毒 | タンクヒーター     | 冬期 消毒薬加温用                      | 1 台    |
| 24  | 消毒 | 消毒薬         |                                |        |
| 25  | 消毒 | 不凍液         | 降雪がある場合は使用を推奨                  |        |
| 26  | 消毒 | ブラシ         | 強固な汚れ落とし用                      | 1 本    |
| 27  | 消毒 | 窓用ワイパー      | 窓ガラス拭き取り用                      | 1 個    |
| 28  | 消毒 | 手動加圧式噴霧機    | 運転席フロアマット、ペダル、靴底消毒             | 1 個    |
| 29  | 消毒 | 手指消毒薬       |                                | 1 本    |
| 30  | 器材 | テント         | 2間×3間、ウェイト・幕付き                 | 1 式    |
| 31  | 器材 | 長机、椅子       | 長机2、椅子5                        | 1 式    |
| 32  | 器材 | テント内照明      | LEDランタンなど                      | 1 式    |
| 33  | 器材 | バルーンライト     |                                | 1 個    |
| 34  | 器材 | ポータブル発電機    |                                | 1 台    |
| 35  | 器材 | ガソリン        | 携行缶                            | 1 個    |
| 36  | 器材 | 電源リール       | 野外用                            | 1 台    |
| 37  | 器材 | コーン         | コーン、コーンウェイト                    | 8 個    |
| 38  | 器材 | 灯油ストーブ      | ジェットヒーターは向き                    | 8 個    |
| 39  | 器材 | 灯油          | ポリタン、ポンプ                       |        |
| 40  | 器材 | ゴミ袋         | 90L                            | 3 袋    |
| 41  | 器材 | 仮設トイレ       |                                | 1 台    |
| 42  | 看板 | 看板、固定資機材    | 重り&重り台又は木杭&ハンマー                | 4 台    |
| 43  | 看板 | ワイヤードマーカー極太 | 看板書き込み用                        | 4 本    |
| 44  | 看板 | 紙タオル        | 看板拭き取り用                        | 1 卷    |

キ 連絡先

防疫支援班－連絡調整係

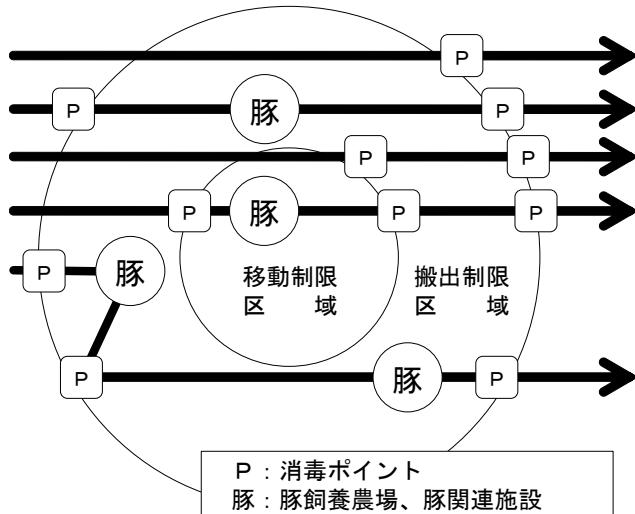
担当者氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先 : \_\_\_\_\_

## ク 参考

### (参考)消毒ポイントの通過の必要性の考え方について

- 区域侵入時は不要、通り抜け時に実施
- ただし、豚飼養農場、又は豚関連施設に立ちに入る場合はその前にも実施
- 区域内に複数の豚飼養農場又は豚関連施設に立ちに入る場合は都度実施



### (参考) 冬季における消毒薬の作製方法

#### 1 ウィンドウォッシャー液を使用する場合

- (1) 容器に不凍液（ウィンドウォッシャー液：通常のものであればメタノール濃度47%）を1/2程度入れる。
- (2) 容器に満タンまで水を入れ希釈する。不凍液の希釈率は1/2（メタノール濃度として23.5%）となる。
- (3) 消毒薬（複合次亜塩素酸）を希釈倍率1,000～2,000倍となるよう容器に入れ混合する。
- (4) 濃縮ウィンドウォッシャー液を使用する場合は、メタノール濃度が20～30%となるよう希釈する。

#### 【参考文献】

- [1] 枝松弘樹、他：厳寒期における消毒薬の殺ウイルス効果に関する検討、第59回家畜保健衛生業績発表集録、北海道、65-69(2012)
- [2] 宮本真智子、他：北海道における冬季の消毒方法の検討、第59回家畜保健衛生業績発表集録、北海道、70-75(2012)

#### 2 液状酢酸系道路凍結防止剤を使用する場合

- (1) 容器に凍結防止剤を4/5程度入れる。
- (2) 容器に満タンまで水を入れ希釈する。凍結防止剤の希釈率は80%となる。
- (3) 消毒薬（複合次亜塩素酸）を希釈倍率1,000～2,000倍となるよう容器に入れ混合する。

#### 【参考文献】

- [1] 川内京子、他：液状酢酸系道路凍結防止剤で希釈した消毒薬等の氷点下環境における消毒効果の検証、北獣会誌、61、6-9(2017)

### 引き込み消毒ポイント様式 1

#### 車両消毒記録表（実施者控え）

| 消毒ポイント番号 | 実施日  | 実施時間 | 実施者   | 車両番号         | 運転者   | 連絡先          | 備考 |
|----------|------|------|-------|--------------|-------|--------------|----|
| ①        | ○月○日 | ○時○分 | ○○ ○○ | 北海99 あ 99-99 | ○○ ○○ | 9999-99-9999 |    |
|          |      |      |       |              |       |              |    |
|          |      |      |       |              |       |              |    |
|          |      |      |       |              |       |              |    |

\* 車両消毒証明書と記載事項を一致させる。

### 引き込み消毒ポイント様式 2

#### 車両消毒証明書（運転者控え）

北海道○○○防疫対策本部

車両番号 北海99 あ 99-99

運転者 ○○○運輸 ○○

連絡先 9999-99-9999

| 消毒ポイント番号 | 実施日 | 実施時期 | 実施者 | 備考 |
|----------|-----|------|-----|----|
|          |     |      |     |    |
|          |     |      |     |    |
|          |     |      |     |    |
|          |     |      |     |    |

### (参考)道路使用許可申請書

#### 道 路 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

警察署長 殿

申請者 住所

氏名

印

|         |            |           |     |
|---------|------------|-----------|-----|
| 道路使用の目的 |            | 電話        | ( ) |
| 場所又は区間  |            |           |     |
| 期 間     | 年 月 日 時 から | 年 月 日 時まで |     |
| 方法又は形態  |            |           |     |
| 添 付 書 類 |            |           |     |
| 現 場     | 住 所        |           |     |
| 責任者     | 氏 名        | 電話        | ( ) |

第 号

道 路 使 用 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと、

条件

年 月 日

警察署長 印

手数料ちょう付欄

事 1 手数料の名称

道路使用許可手数料 号許可

項 2 納付 年 月 日

3 受領者印

- 注 1 この処分については、北海道公安委員会に対して、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法(平成26年法律第68号)による審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服のあるときは、この処分があったことを知った日(前事項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北海道(訴訟においては北海道を代表する者は北海道公安委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)に処分の取り消しの訴えを提起することができます、ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取り消しの訴えを提起することができなくなります
- 3 規格はA列4番番縦長とする。

道路使用許可申請書記載要領

|               |                                                                                                                                                                                                       |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 申 請 年 月 日   | 申請書を提出する日を記載します。                                                                                                                                                                                      |
| 2 提 出 先       | 道路使用の許可行為に係る場所を管轄する警察署名を記載します。                                                                                                                                                                        |
| 3 申 請 者       | 申請者が法人の場合、会社の名称、代表者の氏名、所在を記載します。<br>申請者は、氏名の記載と押印に代えて、署名することができます。                                                                                                                                    |
| 4 道路使用の目的     | 工事等の名称を具体的に記載します。<br>(記載例) <ul style="list-style-type: none"><li>・ 道路工事 ○○丁目路面補修工事、○○交差点改良工事</li><li>・ 管路工事 配水管布設工事</li><li>・ 共同溝工事 ○○共同溝工事</li><li>・ 設置工事 消火栓設置工事</li><li>・ 作業 ○○マンホール点検作業</li></ul> |
| 5 場 所 又 は 区 間 | 実際に使用する道路の場所又は区間の番地名を正しく記載します。<br>(記載例) <ul style="list-style-type: none"><li>・ ○○市○○町2丁目1番1号から同町2丁目2番2号<br/>(長さ150m、幅7m)</li></ul>                                                                   |
| 6 期 間         | ア 施工期間                                                                                                                                                                                                |

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|            | 実際に道路を使用して工事等をする必要最小限度の期間を記載します。                                                                                                                                                                                                                                             |
| 7 方法又は形態   | イ 施工時期<br>工事の内容、施工場所、交通量等から総合的に判断し「昼間施工」、「夜間施工」の別及び施工時間帯を検討したうえ、所轄警察署への事前相談等を行って決めてください。<br>工事などの施工方法、施工面積、概要等について記載します。<br>この欄に書き入れない場合は、「別添『道路使用計画書』のとおり」等と記入し、添付書類中の工事概要に記載します。                                                                                           |
| 8 添付書類     | 表題である「道路使用計画書」等と記載し添付します。<br>添付書類として必要なもの<br>・現場位置図　　・道路現況図　・道路使用現況図<br>・保安施設、資機材図配置図<br>等がありますが、詳しいことについては、警察署窓口で相談してください。                                                                                                                                                  |
| 9 現場責任者    | 現場事務所を設置している場合には、当該現場事務所の住所と電話番号(携帯電話がある場合は、携帯電話番号も)を記入し、設置していない場合は、現場責任者が現実に所在する本社・支社等の住所と電話番号を記載します。                                                                                                                                                                       |
| 10 道路使用許可証 | 警察署が記載するので、空欄としておいてください。                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 11 申請書提出数  | 申請書の提出数は、2通必要です。                                                                                                                                                                                                                                                             |
|            | 申請にあたっては、作業、工作物の設置、露天などを出そうとする場合は、道路管理者の道路占用許可が必要なものがあります。また申請時に手数料が必要となります。<br>道路占用、手数料など不明な点、詳しいことについては、警察署窓口に照会してください。<br>道路使用許可の対象となる行為は次のとおりです。<br>・道路において工事若しくは作業をしようとする行為<br>・道路に広告板、アーチ等の工作物を設けようとする行為<br>・場所を移動しないで露天、屋台等を出そうとする好意<br>・公安委員会が定める一定の行為(祭礼行事、ロケーション等) |

(参考) 道路占用許可申請書

|      |        |         |
|------|--------|---------|
| 殿    | 〒      | 年 月 日   |
| 住所   |        |         |
| 道路占用 | 許可申請 書 | 新規 新規   |
| 協議   | 書      | 変更 号    |
|      |        | 第 年 月 日 |

氏名 印  
TEL

道路法第 32 条の規定により 許可を申請 します。 所属・担当者  
35 協議 TEL

|             |                |    |                     |
|-------------|----------------|----|---------------------|
| 占用の目的       |                |    |                     |
| 占用の場所       | 路線名            | 号  | 車道・歩道・その他・<br>上り 下り |
|             | 場所             |    |                     |
| 占用物件        | 名称             | 規模 | 数量                  |
|             |                |    |                     |
| 占用の期間       | 年月日から<br>年月日まで | 間  | 占用物件<br>の構造         |
| 工事の期間       | 年月日から<br>年月日まで | 間  | 工事実施<br>の方法         |
| 道路の<br>復旧方法 |                |    | 添付書類                |
| 備考          |                |    |                     |

記載要領

- 「許可申請/協議」、「第32条/第35条」及び「許可を申請/協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 新規/変更/更新**については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合は、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を申請するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 申請者(申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。)が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の番地にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更のものを記載し、上部に変更前のものを( )書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

## (6) 連絡調整係

### ア 作業内容

- (ア) 現地指揮所の連絡調整
- (イ) 集合施設運営係のサポート

### イ 作業場所

集合施設

### ウ 作業場所までの移動手段

(総合) 振興局より輸送バスで移動

### エ 人員構成

(総合) 振興局職員 2名以上 (指揮室担当 1、運営係担当 1)

### オ 作業手順

- (ア) 現地指揮所内での連絡調整
  - a 農場防疫班の連絡調整係から報告される防疫作業の進捗状況等の情報を、速やかに現地指揮所の副室長（家保所長）へ伝達する。
  - b 現地指揮所で決定される作業現場への指示等、現地指揮所で発生した情報を定期的に総括・調整班の連絡調整係へ伝達し共有する。
  - c 総括・調整班の連絡調整係から入る（総合）振興局指揮室からの情報を、現地指揮所内で共有する。
- (イ) 集合施設運営係のサポート
  - a 集合施設運営係が取りまとめた防疫作業員動員者数の実績を、総括・調整班の連絡調整係に報告する。
  - b 防疫作業の進捗状況等、農場防疫班の連絡調整係から報告される情報は、待機する防疫作業員の士気向上のため、集合施設内に掲示するなどして周知する。
  - c 集合施設運営係の指示に従い、集合施設内に待機する防疫作業員に対し、作業スケジュール等の情報を拡声器や掲示物で周知する。

### カ 留意事項

- (ア) 防疫作業進捗状況等の作業現場からの情報は、防疫作業を円滑に進める上で欠かせないものであるため、伝達は速やかかつ正確に行う。
- (イ) 動員者数実績はプレスリリース案件であるため、報告は正確かつ確実に行う。

### キ 必要資機材

通信機器：PC&プリンター、携帯電話 1 ※充電器は集合施設運営係と共に用  
筆記用具：クリップボード 2、鉛筆 2、鉛筆削り 1  
その他：拡声器

## ク 連絡先

農場防疫班-連絡調整係

担当者氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先 : \_\_\_\_\_

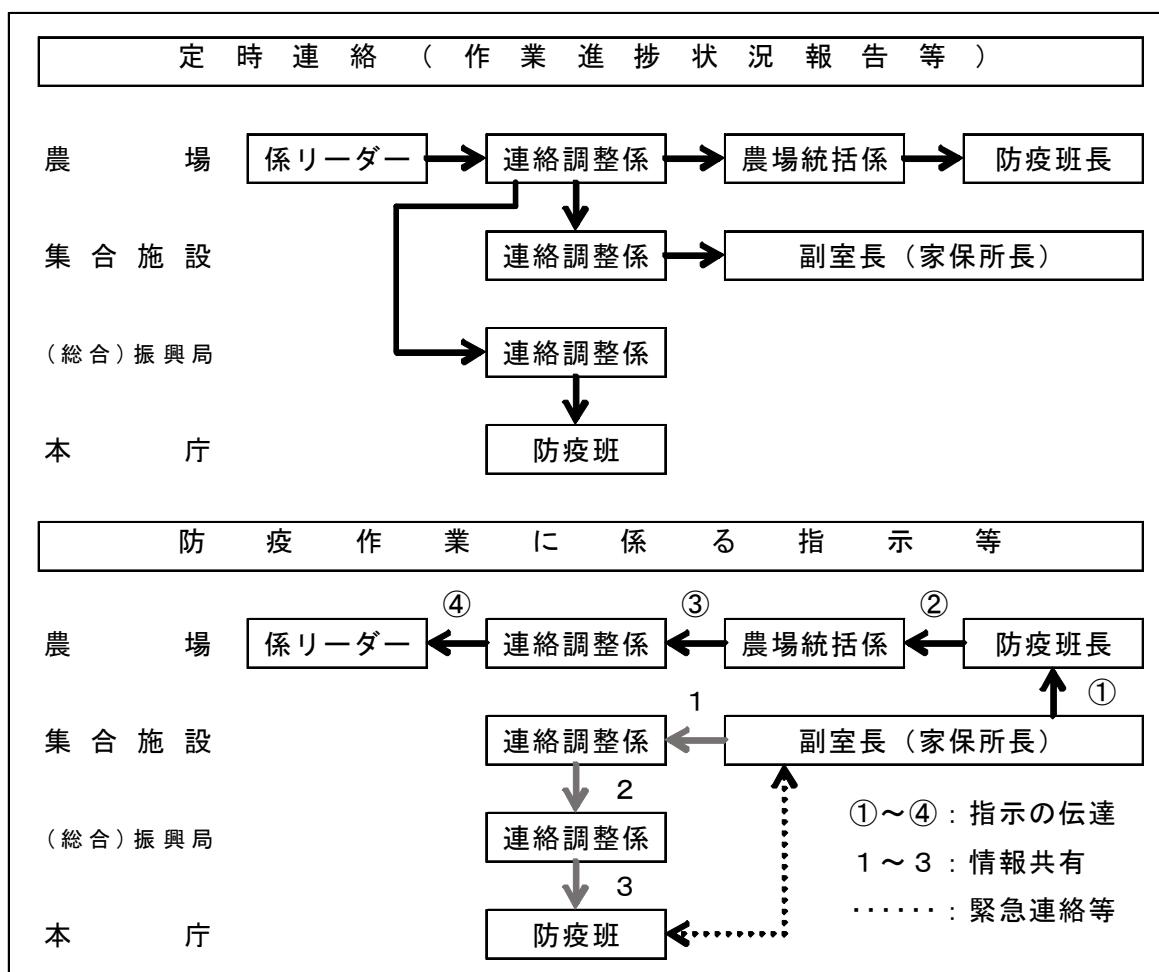
総括・調整班班-連絡調整係

担当者氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先 : \_\_\_\_\_

## ケ 参考

情報伝達のイメージ



## (7) 食事係

### ア 作業内容

- (ア) 集合施設等における防疫作業員の食事の管理。第一陣には、集合施設の設営補助も含む。
- (イ) 農場テント、消毒ポイント、埋却地で消費する飲料水、軽食の管理。  
集合施設において発注業者から受理し、運搬係に受け渡す。この間の保管、個数管理を含む。

### イ 作業場所

集合施設

### ウ 作業場所までの移動手段

第一陣：(総合) 振興局より公用車にて移動（集合施設運営係と同時）  
二陣以降：(総合) 振興局より輸送バスにて防疫作業員とともに移動

### エ 人員構成

概ね3名。

### オ 作業手順

#### (ア) 集合施設内の作業場所の設置

第一陣の係員は、集合施設の設営に合わせ、食事の配付、保管、廃棄場所等を確保、設営し、防疫作業の開始に備える。

#### (イ) 発注量、到着予定期刻等の確認

発注作業を担当する総括・調整班の輸送・宿泊・食事係担当者と情報を共有し、発注量、到着予定期刻等を隨時確認する。受入量に過不足が生じた場合は直ちに、同班に連絡し調整を依頼する。常備する軽食や飲料水・お湯等についても、定期的に消費量を確認し、補充必要数の発注を同班に依頼する。

#### (ウ) 食事の配付、保管

発注業者から受け取った食事は定位置に配置し、スムーズに配付されるよう管理する。防疫作業員に必ず配付されるよう留意する。

防疫計画に沿って食事の配付計画を作成し、施設のホワイトボードに掲示するなど情報提供に努める。

食事を保管する場合は品質が劣化しないよう温度管理に注意するとともに、消費期限に配慮した管理を行う（消費期限等の記載がない場合は、納品日時を見やすい場所に記載）。

#### (エ) 食事の後片付け

ゴミ袋を所定の場所に設置するなどし、市町村の分別ルールに従って適正な処理を行い、清潔に保つよう心がける。

(オ) 集合施設以外の作業場所（農場テント、消毒ポイント等）へ配付するため、飲料水、軽食を運搬係に受け渡す。

### 力 必要資機材

筆記用具、数量チェックリスト（様式不問）、机、ゴミ袋、段ボール箱、使い捨てウェットタオル（食卓用）

### キ 連絡先

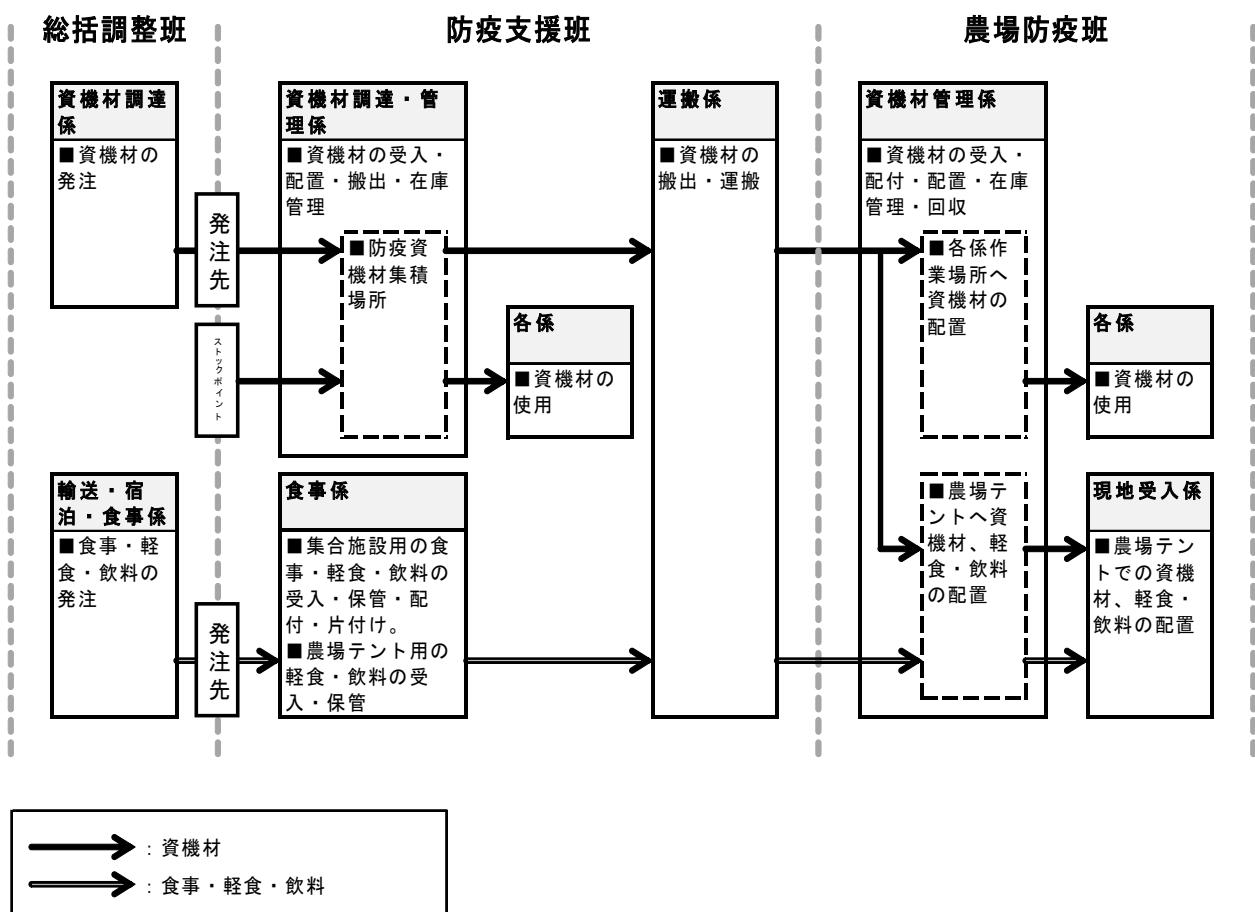
総括・調整班-輸送・宿泊・食事係

担当者氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先 : \_\_\_\_\_

### ク 参考

(ア) 食事の管理に係る分担例



(イ) 動員に係る分担例

| 分担事項       | 派遣元                                      | 当該(総合)振興局職員、管内関係団体等                     | 本庁、他(総合)振興局職員、道内関係団体等                    |
|------------|------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------|
| 必要人員の算出    |                                          | 動員・班編制係                                 | 本庁対策本部指揮室<br>調整班企画・総務係<br>(農政課、人事局人事課) * |
| 動員者の所属との調整 |                                          | 動員・班編制係                                 |                                          |
| 宿泊施設       | 宿泊施設・移動手段(宿泊施設まで)の手配                     | 輸送・宿泊・食事係                               |                                          |
|            | 宿泊施設・移動手段(宿泊施設まで)の通知                     | 動員・班編制係                                 |                                          |
|            | 集合施設への移動手段の通知                            | 動員・班編制係                                 |                                          |
|            | 移動手段(宿泊施設と集合施設間)の手配                      | 輸送・宿泊・食事係                               |                                          |
| 集合施設       | 移動手段(集合施設と作業場所間)の手配                      | 輸送・宿泊・食事係                               |                                          |
|            | 受付・健康確認                                  | 集合施設運営係・健康管理係                           |                                          |
|            | (作業前)防疫衣の装着の補助                           | 集合施設運営係                                 |                                          |
|            | (作業前)作業場所への移動バスに誘導<br>(作業後)宿泊施設への移動バスに誘導 | 集合施設運営係                                 |                                          |
|            | 次シフトの集合時間、集合手段の通知                        | 集合施設運営係                                 |                                          |
|            | 軽食、飲料の配付                                 | 食事係                                     |                                          |
| 作業場所       | 作業場所への移動手段の手配                            | 輸送・宿泊・食事係                               |                                          |
|            | 汚染エリア出入時の補助・手順の指示                        | 現地受入係                                   |                                          |
|            | 受付、作業開始・終了の指示                            | 農場統括係(消毒ポイント、農場外の埋却地での作業にあっては各係)        |                                          |
|            | 集合施設への移動手段の通知                            | 農場統括係又は現地受入係(消毒ポイント、農場外の埋却地での作業にあっては各係) |                                          |
|            | 軽食、飲料の配付                                 | 現地受入係                                   |                                          |

注1 注釈のない係名は(総合)振興局対策本部の係を指す。

注2 上表に自衛隊、警察、家畜防疫員、国・都府県からの派遣者は含めない。

\* ・当該(総合)振興局管内の動員上の不足人数を他(総合)振興局、道内関係団体等から動員。

・道内関係団体への連絡については、道本部防疫班防疫対策係が補佐。

・必要に応じて、道本部調整班関係機関調整係が補佐。

・必要に応じて、派遣元に自己手配を要請。



### 3 総括・調整班

#### (1) 連絡調整係

##### ア 作業内容

- (ア) (総合) 振興局対策本部の開催
- (イ) (総合) 振興局指揮室において、本庁指揮室、現地指揮所、北海道警察、市町村対策本部との連絡調整、並びに上記以外の(総合)振興局対策本部関係各所への情報提供。
- (ウ) 時系列活動記録(クロノロジー)等の作成

##### イ 人員構成

(総合) 振興局職員3名以上(指揮室・指揮所・対策本部担当1、活動記録担当2)

##### ウ 作業手順

- (ア) (総合) 振興局対策本部会議の開催
  - a 開催時期 随時  
なお、公表で行う対策本部会議の初回は原則として疑似患畜確認後とする。
  - b 開催場所 (総合) 振興局内
  - c 招集 本部長(局長)が招集  
※ 協議事項等詳細は、北海道家畜伝染病防疫対策要綱「(総合)振興局家畜伝染病対策本部設置要領(案)」のとおり
- (イ) 本庁指揮室、現地指揮所、北海道警察、市町村対策本部との連絡調整  
農場防疫班の連絡調整係から受けた報告を整理し、本庁指揮室、市町村対策本部に対し、発生農場の状況、防疫作業の進捗状況等の情報共有を行う。  
特に、北海道警察には、通行遮断や消毒ポイントの設置場所について情報提供するとともに、警察官の協力を依頼する。道道の道路占有許可等については、建設管理部へ依頼する(Ⅲの7参照)。  
なお、北海道警察への協力依頼は別紙のとおり。
- (ウ) (総合) 振興局対策本部関係各所への情報提供  
全庁共有フォルダなど既存のシステムを活用し、発生農場の状況、防疫作業の進捗状況等の情報を効率的に共有する。  
なお、防疫措置開始時は様々な作業が同時に行われることから速やかに情報提供を行うとともに対策本部関係各所からの問い合わせについても回答する。
- (エ) 時系列活動記録(クロノロジー)等の作成
  - a～gをホワイトボード等に記載・掲示し、情報の整理を共有を行う。
  - a 防疫作業記録書(例1)  
各所からの防疫作業に係る「情報」、「課題」、「指示」、「予定等」の内容を時系列で記録。記録には「発信元」と「共有先」を明記し、担当者が交代

した際でも当活動記録を見ることで防疫状況が把握できる様に記録する。

- b 今後の作業予定（例 2）
  - a から「今後の作業予定」を定期的に抜き出し、(総合) 振興局指揮室内での課題整理に活用する。
- c 農場に対する指示事項（例 3）
  - 「農場に対する指示事項」について、a を活用して定期的に照合し、農場の防疫作業に漏れがないか確認する。
- d 現地指揮室幹部の所在（例 4）
  - 各幹部の配置・交代の際に、時間と所在地を確認しあるよその動向を把握する。
- e 各施設の位置図
  - 一枚の地図に「発生農場」「埋却地」「消毒ポイント」「制限区域（3 km、10 km）」「周辺農場」「現地指揮所」「集合施設」等をプロットして、距離、移動手段、移動時間を整理して掲示する。
- f 防疫作業員の動員及び稼働状況
  - ※ 作成、管理は総括・調整班の動員・班編制係にて
- g 資機材の発注納品・状況
  - ※ 作成、管理は総括・調整班の資機材調達係にて

## エ 必要資機材

各種連絡先（本庁、(総合) 振興局、家保、市長村、関係団体）

才 連絡先

本庁指揮室－防疫支援班（畜産振興課・食肉鶏卵G）

担当者氏名 :

連絡先 :

現地指揮所一副室長（家保所長）

氏 名 :

連絡先 :

現地指揮所一副室長（産業振興部長又は地域産業担当部長）

氏 名 :

連絡先 :

防疫支援班－連絡調整係

氏 名 :

連絡先 :

市町村対策本部

担当者氏名 :

連絡先 :

農場防疫班－防疫班長

氏 名 :

連絡先 :

農場防疫班－連絡調整係

氏 名 :

連絡先 :

## 力 参考

ウの(ウ) 時系列活動記録書等の記載例

### 例 1) a 防疫作業記録書

| 時間            | 発信元                 | 共有先            | 情報/課題/指示/予定等の内容                                                    |
|---------------|---------------------|----------------|--------------------------------------------------------------------|
| ○月○日<br>00:00 | 局長                  | 本庁<br>局<br>市町村 | (総合) 振興局防疫対策本部の開催予定<br>場所 : ○○<br>参集範囲 : ○○<br>内容 : ○○<br>時間 : ○○時 |
| ○月○日<br>00:00 | 家保長<br>産振部長<br>本庁派遣 | 局<br>該当班長      | 進捗状況打合せ<br>内容 : 各班・各係の進捗状況<br>参集範囲 : ○○○                           |
| ○月○日<br>00:00 | 農場防疫班 -<br>連絡調整係    | 局<br>本庁        | 防疫作業員のトラブル<br>防疫班・連絡調整係から殺処分に従事していた○○所属の○○氏が体調不良。現在、集合施設で健康管理観察中。  |

### 例 2) b 今後の作業予定

| 作業内容         | 集合場所 | 集合手段 | 集合時間        | 開始時間        |
|--------------|------|------|-------------|-------------|
| 殺処分 (○日朝シフト) | 集合施設 | バス   | ○月○日<br>○:○ | ○月○日<br>○:○ |
|              |      |      |             |             |

### 例 3) d 現地指揮所幹部の所在

※原則、幹部は指揮室に詰める

| 役職                | 名前   | 携帯    | 8:<br>00 | 10:<br>00 | 12:<br>00 | 14:<br>00 | 16:<br>00 | 18:<br>00 | 20:<br>00 | 22:<br>00 |
|-------------------|------|-------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 副室長 (支援)<br>" 代理  | ○○部長 | ○-○-○ | 指        |           | 指         |           | 指         |           |           |           |
|                   | ○○課長 |       |          |           |           |           |           |           | 指         |           |
| 副室長 (防疫)<br>" 代理  | ○○所長 |       | 指        |           | テ         |           | 農         |           |           |           |
|                   | ○○次長 |       |          |           |           |           |           |           | 埋         |           |
| 補佐 (本庁派遣)<br>" 代理 | ○○主幹 |       | 指        |           | 指         |           | 指         |           |           |           |
|                   | ○○主査 |       |          |           |           |           |           |           | 埋         |           |
| 協力 (関係機関)<br>" 代理 | ○○部長 |       | 指        |           | 指         |           | 指         |           |           |           |
|                   | ○○課長 |       |          |           |           |           |           |           | 指         |           |
| 連携 (市町村)<br>" 代理  | ○○部長 |       | 指        |           | 指         |           | 指         |           |           |           |
|                   | ○○課長 |       |          |           |           |           |           |           | 指         |           |
| 防疫支援 班長<br>" 代理   | ○○課長 |       | 指        |           | 指         |           | 指         |           |           |           |
|                   | ○○主幹 |       |          |           |           |           |           |           | 指         |           |
| 防疫班長<br>" 代理      | ○○課長 |       | テ        |           | 農         |           | テ         |           |           |           |
|                   | ○○課長 |       |          |           |           |           |           |           | テ         |           |

所在地の表示例 :

指 : 指揮所 テ : 農場テント 農 : 農場内 埋 : 埋却地  
消 : 消毒ポイント 局 : (総合) 振興局 宿 : 宿泊先 移 : 移動中

( 別 紙 )

北海道警察への協力依頼

北海道警察（以下「道警」）への協力依頼は、北海道対策本部が必要の可否について判断し、知事から道警本部長に協力依頼するとともに、（総合）振興局対策本部が所轄の方面本部長、警察署長へ依頼する。

<協力依頼内容>

| 項目                          | 具体的な作業内容（目的）                                                                                                 |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 制限措置（通行制限・消毒ポイント）の設置に係る協力 | <ul style="list-style-type: none"><li>家伝法第15条に基づく通行制限並びに第28条の2に基づく消毒ポイントの設置について、安全かつ適切な設置に係る助言。</li></ul>    |
| 2 制限措置（通行制限・消毒ポイント）の運営に係る協力 | <ul style="list-style-type: none"><li>車両誘導及び交通整理（1か所に1名程度の配置）</li><li>制限への非協力者への（説得）対応</li></ul>             |
| 3 緊急時の道路使用許可申請に係る協議         | <ul style="list-style-type: none"><li>電話での許可申請（道から道警）を受け、道路管理者（国、道、市町村）と道警間の協議を了すれば、書類申請を待たずに設置可能。</li></ul> |
| 4 発生農場周辺パトロール               | <ul style="list-style-type: none"><li>関係者以外の立入制限</li><li>部外者が防疫エリア内に侵入することを防止</li></ul>                      |

\* 道警本部並びに最寄りの所管警察署とは、定期的に情報交換を行い、疑い段階から早めの情報提供及び所要の依頼準備を行う。

北海道警察への協力依頼文書は次の例による。

○○○年○月○日

○○方面本部長様  
○○方面○○警察署長様

○○（総合）振興局豚熱対策本部長

○○管内における豚熱の発生を疑う事例の発生及び通行制限の実施協力について（依頼）

本日、別紙のとおり○○管内の農場において、豚熱を疑う事例が発生しました。

現在実施中の遺伝子検査が陽性であった場合、当該農場の豚は豚熱の疑似患畜と診断され、家畜伝染病予防法及び豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく防疫措置が開始されます。

また、発生農場周辺の道路においては、家畜伝染病予防法第15条の規定により、速やかに通行を

制限する必要があります。

つきましては、本病防疫を円滑にとりすすめ、本病のまん延防止を徹底するため、別紙のとおりご協力を願いします。

(連絡先) ○○ (総合) 振興局産業振興部農務課

TEL

FAX

E-mail

※ 農場の概要、検査実施状況がわかるものを添付する。

※ 通行制限に係る事前協議を添付する。

(別紙)

### 通行制限に係る事前協議

#### 1 通行制限箇所

##### (1) 発生農場の周辺の状況

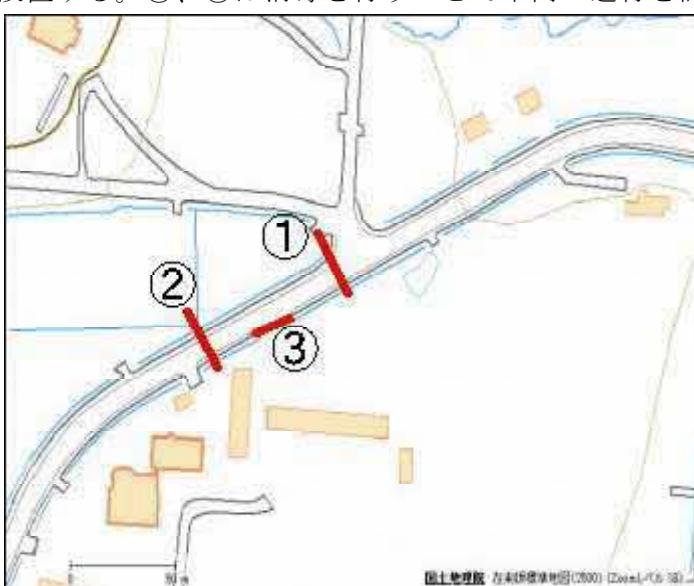
発生農場が道々〇〇号線に隣接。

道々〇〇号線の両方向ともに民家が存在し、生活のために往来あり。

迂回路の設定は、道路数の関係から不可能である。

##### (2) 通行制限の設定

発生農場と通じる道々〇〇号線上に、通行制限を2カ所(①、②)、農場入口に1カ所(③)設置する。①、②は消毒を行うことで車両の通行を許可する。



#### 2 警察への協力依頼内容

公道上の通行制限2カ所に24時間体制で各1名を派遣

車両誘導、交通整理、制限への非協力者への説得対応

#### 3 通行制限の期間

疑似患畜の決定から準備が整い次第速やかに開始～発生農場の防疫措置完了まで

※ 家畜伝染病予防法に基づく通行制限期間は発生(疑似患畜決定)から72時間のため、それを超える場合は別途協議します。

## (2) 勤員・班編制係

### ア 作業内容

防疫作業員の動員及びその運用

- (ア) 勤員規模に応じ(総合)振興局内、管内市町村、管内関係団体、本庁、他(総合)振興局等に対する動員要請
- (イ) 防疫作業員を班別又は係別に編制したリストの作成
- (ウ) 編制した防疫作業員リストの共有

### イ 人員構成

- (ア) 概ね10名

#### (イ) 構成例

|                   |     |
|-------------------|-----|
| a シフト表整理担当        | 2 名 |
| b (総合) 振興局内動員担当   | 2 名 |
| c 市町村動員担当         | 2 名 |
| d 団体動員担当          | 1 名 |
| e 本庁・他(総合)振興局動員担当 | 3 名 |

### ウ 作業手順

- (ア) 防疫作業員の整理

先遣隊等により完成させた防疫計画(案)に基づき、必要人員を整理する。

- a 殺処分、埋却、汚染物品処理等の農場における防疫作業にあっては先遣隊により精査された防疫作業に係る防疫計画(案)
- b 周辺農場・施設対応にあっては周辺農場防疫班により精査された周辺農場対応に係る防疫計画(案)
- c それ以外にあっては、原則として別途定める防疫計画様式例のとおり。

#### (イ) 勤員要請

当該(総合)振興局、管内市町村、管内関係団体、本庁等に動員要請を行う。

- a 各組織(当該(総合)振興局内においては担当部課)に対し、「防疫作業員派遣依頼票」により、必要人数を依頼するとともに、「派遣者リスト」の提出を依頼する。

- b 本庁、各(総合)振興局からの動員要請にあっては、本庁指揮室調整班と調整するものとし、本庁内又は当該(総合)振興局以外の各(総合)振興局からの動員については本庁指揮室調整班が検討、手配する。

#### (ウ) 防疫作業員の班編制

- a 各組織から「派遣者リスト」の提出を受けた後、「防疫作業シフト表」を用いて所要人数を各班、係に割り振った班編制表を作成する。

- b 集合施設への集合時間、作業開始時間を各班、係別に決定する。

c a、bの内容を「動員者リスト」に整理し、(総合) 振興局対策本部、防疫作業員を派遣する組織と共有するとともに、防疫作業員が自らの行動予定を確認できるよう集合施設等に掲示する。

## 工 留意事項

- (ア) 防疫作業に係る動員に当たって、屋外での連続作業が可能な健康状態であるかについては、あらかじめ各所属長において確認する。
- (イ) 防疫作業員を動員する際には、あらかじめ、作業内容とともに、作業終了後7日間は豚に接触しないよう周知を徹底する。
- (ウ) 班編制を行う際は連絡・調整面を考慮し、原則、同じ所属の者を同じ班・係・シフトとする。

## オ 必要資機材

- (ア) 各種情報共有資機材（ホワイトボードなど）
- (イ) 各連絡先
- (ウ) 通信機器、PC

## カ 連絡先

本庁指揮室企画・総務班

担当者氏名 :

連絡先 :

総括・調整班－連絡調整係

担当者氏名 :

連絡先 :

防疫支援班－連絡調整係

担当者氏名 :

連絡先 :

## キ 参考

## (ア) 勤員に係る分担例

| 分担事項       |                                          | 派遣元                                     | 当該(総合)振興局職員、管内関係団体等                    | 本庁、他(総合)振興局職員、道内関係団体等 |  |
|------------|------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------|--|
| 必要人員の算出    |                                          | 勤員・班編制係                                 | 本庁対策本部指揮室<br>調整班企画・総務係<br>(農政課、人事局人事課) |                       |  |
| 動員者の所属との調整 |                                          | 勤員・班編制係                                 |                                        | *                     |  |
| 宿泊施設       | 宿泊施設・移動手段(宿泊施設まで)の手配                     | 輸送・宿泊・食事係                               |                                        |                       |  |
|            | 宿泊施設・移動手段(宿泊施設まで)の通知                     | 勤員・班編制係                                 |                                        |                       |  |
|            | 集合施設への移動手段の通知                            | 勤員・班編制係                                 |                                        |                       |  |
|            | 移動手段(宿泊施設と集合施設間)の手配                      | 輸送・宿泊・食事係                               |                                        |                       |  |
| 集合施設       | 移動手段(集合施設と作業場所間)の手配                      | 輸送・宿泊・食事係                               |                                        |                       |  |
|            | 受付・健康確認                                  | 集合施設運営係・健康管理係                           |                                        |                       |  |
|            | (作業前)防疫衣の装着の補助                           | 集合施設運営係                                 |                                        |                       |  |
|            | (作業前)作業場所への移動バスに誘導<br>(作業後)宿泊施設への移動バスに誘導 | 集合施設運営係                                 |                                        |                       |  |
|            | 次シフトの集合時間、集合手段の通知                        | 集合施設運営係                                 |                                        |                       |  |
|            | 軽食、飲料の配付                                 | 食事係                                     |                                        |                       |  |
| 作業場所       | 作業場所への移動手段の手配                            | 輸送・宿泊・食事係                               |                                        |                       |  |
|            | 汚染エリア出入時の補助・手順の指示                        | 現地受入係                                   |                                        |                       |  |
|            | 受付、作業開始・終了の指示                            | 農場統括係(消毒ポイント、農場外の埋却地での作業にあっては各係)        |                                        |                       |  |
|            | 集合施設への移動手段の通知                            | 農場統括係又は現地受入係(消毒ポイント、農場外の埋却地での作業にあっては各係) |                                        |                       |  |
|            | 軽食、飲料の配付                                 | 現地受入係                                   |                                        |                       |  |

注1 注釈のない係名は(総合)振興局対策本部の係を指す。

注2 上表に自衛隊、警察、家畜防疫員、国・都府県からの派遣者は含めない。

\* ・当該(総合)振興局管内の動員上の不足人数を他(総合)振興局、道内関係団体等から動員。

・道内関係団体への連絡については、道本部防疫班防疫対策係が補佐。

・必要に応じて、道本部調整班関係機関調整係が補佐。

・必要に応じて、派遣元に自己手配を要請。

(イ) 様式例等

(様式例)

防 疫 作 業 員 派 遣 依 賴 票 (例)

月 年 日

様

○○(総合) 振興局豚熱対策本部長

\_\_\_市(町村)で発生した豚熱(疑い事例)に係る協力について(依頼)

年 月 日、 \_\_\_市(町村)で発生した豚熱(疑い事例)について、○○(総合) 振興局豚熱対策本部を立ち上げそのまん延防止に向けた防疫の徹底を図っているところです。

つきましては、防疫作業に万全を期すため、防疫作業協力者の派遣に係る協力についてよろしくお願いします。

記

1 防疫作業協力者の派遣依頼内容

| 想定作業                  | 集合場所           | 集合時間         | 人数 | 備 考                                                       |
|-----------------------|----------------|--------------|----|-----------------------------------------------------------|
| ①防疫作業<br>(畜舎内清掃、消毒)   | 宿泊施設<br>(○○市内) | ○月○日<br>○時○分 | ○人 | ・○月○日～○日、○時から○時まで従事<br>・○日○時○分、○○集合<br>・集合場所から本部手配のバス等で移動 |
| ②防疫作業補助<br>(農場内清掃、消毒) | 宿泊施設<br>(○○市内) | ○月○日<br>○時○分 | ○人 | ・○月○日～○日、○時から○時まで従事<br>・○日○時○分、○○集合<br>・集合場所から本部手配のバス等で移動 |

2 派遣者リストの作成について

派遣いただける方を別添リストに記載願います。

連絡先 (総合) 振興局豚熱対策本部

(総合) 振興局\_\_\_部\_\_\_課 \_\_\_\_\_

TEL : 9999-99-9999 FAX : 9999-99-9999

(別添) 派遣者リスト

① 防疫作業(畜舎内清掃、消毒)

| 所属 | 氏名 | 性別 | 年齢 | 連絡先 |
|----|----|----|----|-----|
|    |    |    |    |     |
|    |    |    |    |     |
|    |    |    |    |     |

② 防疫作業(畜舎内清掃、消毒)

| 所属 | 氏名 | 性別 | 年齢 | 連絡先 |
|----|----|----|----|-----|
|    |    |    |    |     |
|    |    |    |    |     |
|    |    |    |    |     |





### (3) 輸送・宿泊・食事係

#### ア 作業内容

- (ア) 防疫作業員のバス輸送
- (イ) 防疫作業員の宿泊の手配
- (ウ) 防疫作業員の食事の手配

#### イ 人員構成

すべて (総合) 振興局職員

(構成例)

輸送担当 2名  
宿泊担当 2名  
食事担当 2名

#### ウ 作業手順

- (ア) 防疫作業員の輸送

- a 輸送手段の確保

バス会社と契約を締結し、バス等の輸送用車両及び運転手を確保する。防疫作業は24時間体制で行われるため、運転手の拘束時間にも配慮して契約すること。

- b バスの運行管理

動員・班編制係が作成する防疫作業員のシフト表を基に、集合施設、農場、宿泊施設等の間のバスの運行を管理するため、バス時刻表の作成と更新を行い、各担当者と情報共有する。

例) 農場内作業規模が50人規模の場合

① 30～40人規模のバス 2台を 8 時間ごとに農場と集合施設を往復させる。

なお、2台の運行は20～30分程度前後させ、同時に到着して混乱することを防ぐ。

② 20人規模のマイクロバス 2台を常時稼動できるようにし、不測の事態に備える。

③ なお、宿泊施設と集合施設とのバスは、①の 1 時間前を原則として配置する。

この際、①と同一の車両を配置することで、必要実台数を抑え、一度に複数のバスが集合施設に停車することを避ける。

c 防疫作業員の輸送

バスの運行と乗車時刻について、下記分担により防疫作業員に伝達し、各現場に人員を輸送する。

- (a) 宿泊施設に集合した防疫作業員：動員・班編成係
- (b) 集合施設から農場に移動する防疫作業員：集合施設運営係
- (c) 集合施設から宿泊施設に移動する防疫作業員：集合施設運営係
- (d) 農場から集合施設に移動する防疫作業員：農場統括係及び現地受入係

なお、乗車時に「防疫作業員への留意事項」を配付するよう、バス会社に事前に依頼する。

(イ) 宿泊の手配

動員・班編制係が作成する防疫作業員に関する動員者リスト等を基に、必要な数の宿泊先を手配するとともに、手配した宿泊先の情報を宿泊予定者に確実に伝える。

管外から派遣される防疫作業員は本庁指揮室調整班で宿泊先を手配するため、集合施設への輸送に支障のない適切な宿泊候補地を動員要請時に提示する。

宿泊先には、宿泊者への「防疫作業員への留意事項」の配付を依頼する。

(ウ) 食事の手配

a 食事発注数量計画の作成

動員・班編制係より防疫作業員に関するシフト表を入手し、食事等（食事、食器、軽食、飲料水、お湯とポット等）の数量と到着予定時間を記載した食事発注数量計画を作成する（提供は4回／日）。発注数量は必要数よりも1割程度多めにし、不足しないよう調整する。

b 業者の選定、発注

- (a) あらかじめ食事等の確保先を市町村に十分に確認し、必要に応じて仕出し業者のほかスーパー・コンビニエンスストア等と供給体制を打合せておく。
- (b) 食事発注数量計画の情報を食事係と共有し、集合施設等での受取に支障がないようにする。なお、食事等代金は食卓料（2,200円／人／夜）を上限とする。

エ 留意事項

(ア) 宿泊先の手配について

日頃より地域の観光協会や旅行会社等と打合せを行い、発生時に手配等に係る事務を外部委託することで労力軽減を図ることが望ましい。

(イ) 食事の手配について

食事の確保は防疫作業員の士気に直結するので、数量が確保できないおそれがある場合は臨時に買い出しをする体制を設けるなど、柔軟な対応が必要。また、気温に応じた飲み物の手配などの配慮が望ましい。

人数分の食事の確保を優先した上で、可能な範囲で、作業員の心情に配慮し、豚肉の使用を控えた食事の調達に努める。

## 才 必要資機材

- (ア) 防疫作業員の輸送：防疫作業員のシフト表、バス会社リスト
- (イ) 宿泊の手配：宿泊先リスト
- (ウ) 食事の手配：食事発注数量計画、発注先リスト

## 力 連絡先

総括・調整班－動員・班編制係

担当者氏名：  
                        

連絡先：  
                        

防疫支援班－食事係

担当者氏名：  
                        

連絡先：  
                        

防疫支援班－連絡調整係

担当者氏名：  
                        

連絡先：  
                        

バス会社

| 社名・担当者名 | 連絡先 |
|---------|-----|
|         |     |
|         |     |
|         |     |

宿泊施設

| 社名・担当者名 | 連絡先 |
|---------|-----|
|         |     |
|         |     |
|         |     |

仕出等

| 社名・担当者名 | 連絡先 |
|---------|-----|
|         |     |
|         |     |
|         |     |

## キ 各種様式ほか

### (ア) 宿泊者リスト (案)

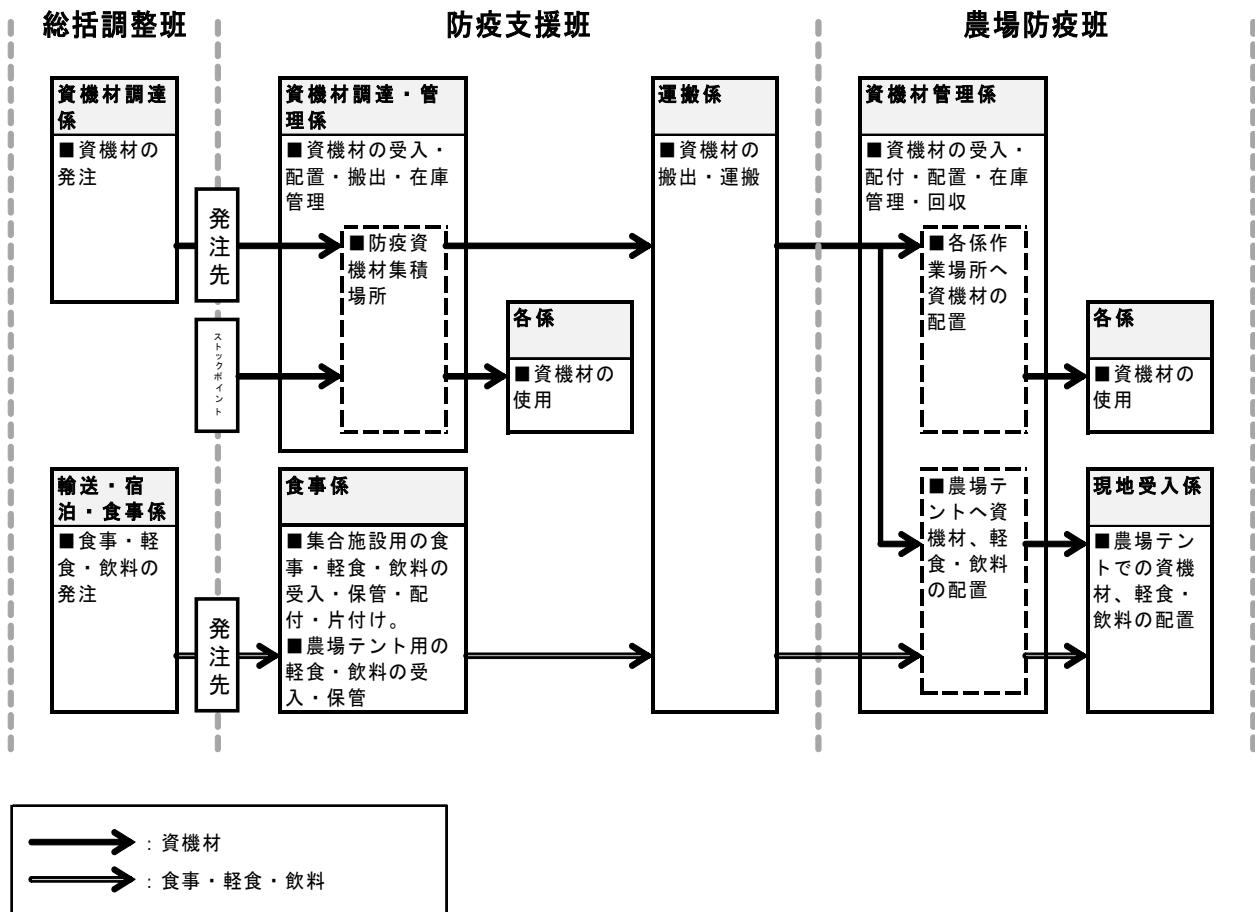
| (様式例) |      |    |    |    |       |            |    |
|-------|------|----|----|----|-------|------------|----|
| NO    | ホテル名 | 部屋 | 所属 | 氏名 | 緊急連絡先 | チェックイン予定時刻 | 備考 |
|       |      |    |    |    |       |            |    |
|       |      |    |    |    |       |            |    |
|       |      |    |    |    |       |            |    |
|       |      |    |    |    |       |            |    |

### (イ) 食事発注数量計画 (案)

| (様式例) |     |     |      |        |        |     |
|-------|-----|-----|------|--------|--------|-----|
| NO    | 食品名 | 発注先 | 発注数量 | 食品到達時刻 | 廃棄予定時刻 | 発注者 |
|       |     |     |      |        |        |     |
|       |     |     |      |        |        |     |
|       |     |     |      |        |        |     |
|       |     |     |      |        |        |     |

## ク 参考

### (ア) 食事の管理に係る分担例



(イ) 動員に係る分担例

| 分担事項       |                                          | 派遣元                                     | 当該(総合)振興局職員、管内関係団体等                    | 本庁、他(総合)振興局職員、道内関係団体等 |
|------------|------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------|-----------------------|
| 必要人員の算出    |                                          | 動員・班編制係                                 | 本庁対策本部指揮室<br>調整班企画・総務係<br>(農政課、人事局人事課) | *<br><br><br><br><br> |
| 動員者の所属との調整 |                                          | 動員・班編制係                                 |                                        |                       |
| 宿泊施設       | 宿泊施設・移動手段(宿泊施設まで)の手配                     | 輸送・宿泊・食事係                               |                                        |                       |
|            | 宿泊施設・移動手段(宿泊施設まで)の通知                     | 動員・班編制係                                 |                                        |                       |
|            | 集合施設への移動手段の通知                            | 動員・班編制係                                 |                                        |                       |
|            | 移動手段(宿泊施設と集合施設間)の手配                      | 輸送・宿泊・食事係                               |                                        |                       |
| 集合施設       | 移動手段(集合施設と作業場所間)の手配                      | 輸送・宿泊・食事係                               |                                        |                       |
|            | 受付・健康確認                                  | 集合施設運営係・健康管理係                           |                                        |                       |
|            | (作業前)防疫衣の装着の補助                           | 集合施設運営係                                 |                                        |                       |
|            | (作業前)作業場所への移動バスに誘導<br>(作業後)宿泊施設への移動バスに誘導 | 集合施設運営係                                 |                                        |                       |
|            | 次シフトの集合時間、集合手段の通知                        | 集合施設運営係                                 |                                        |                       |
|            | 軽食、飲料の配付                                 | 食事係                                     |                                        |                       |
| 作業場所       | 作業場所への移動手段の手配                            | 輸送・宿泊・食事係                               |                                        |                       |
|            | 汚染エリア出入時の補助・手順の指示                        | 現地受入係                                   |                                        |                       |
|            | 受付、作業開始・終了の指示                            | 農場統括係(消毒ポイント、農場外の埋却地での作業にあっては各係)        |                                        |                       |
|            | 集合施設への移動手段の通知                            | 農場統括係又は現地受入係(消毒ポイント、農場外の埋却地での作業にあっては各係) |                                        |                       |
|            | 軽食、飲料の配付                                 | 現地受入係                                   |                                        |                       |

注1 注釈のない係名は(総合)振興局対策本部の係を指す。

注2 上表に自衛隊、警察、家畜防疫員、国・都府県からの派遣者は含めない。

\* 当該(総合)振興局管内の動員上の不足人數を他(総合)振興局、道内関係団体等から動員。

・道内関係団体への連絡については、道本部防疫班防疫対策係が補佐。

・必要に応じて、道本部調整班関係機関調整係が補佐。

・必要に応じて、派遣元に自己手配を要請。



## (4) 資機材調達係

### ア 作業内容

防疫措置に必要な資機材を調達し、集合施設、農場、埋却地及び消毒ポイント等への配置を手配するほか、防疫措置完了後は撤収に係る事務を担う。

なお、調達等における契約事務にあっては、対策本部設置後、同本部からの指示を受け開始する。

また、調達品目、調達量に応じて、(総合) 振興局指室内で増員又は再分担を要する。

### イ 人員構成

(総合) 振興局職員 2名以上。

### ウ 作業手順

#### (ア) 調達の概要

防疫計画に基づき、各防疫作業で使用する順に資機材を調達する。なお、緊急に必要が生じた資機材については防疫計画によらず対応する。

発注業者に対し、納品場所、納品方法、検収担当者を伝達し、納品時期の目処、梱包方法を確認する。また、このことについて検収担当者と共有する。

管内の業者等のみからでは必要な調達が困難な場合、本庁対策本部支援班(以下、本項において「本庁支援班」)を介し、他管内業者等への発注を行う。

#### (イ) 各資機材の調達

##### a 運送車両

管内輸送業者、レンタカー業者等への発注。また、地区トラック協会に相談し、手配、業者の紹介等の依頼を図る。

##### b 重機等

埋却に係る業務委託以外、農場内における死体、汚染物品運搬等に要する重機等について、埋却に係る協定又は資機材等賃借に係る協定締結先を介し入手を図る。なお、オペレーターを含め作業者の手配を要す場合、委託契約とすることを検討する。

##### c 防疫フェンス

埋却地周辺の防疫フェンスの設置については、埋却に係る業務委託に係る協定に含まれる。埋却地のほか、農場での作業にあたり、隣接農場等との距離や位置関係を踏まえ、飛沫や粉末の飛散による影響を無視できず、まん延防止上必要と考えられるため、対策本部が防疫フェンスの設置を決定した場合、埋却に係る業務委託に係る協定の締結先等を介して設置を委託する。

設置の実際にあっては、設置場所において資機材調達・管理係が受注業者に作業又は安全に係る事項等指示する。

d テント、プレハブ

資機材等賃借に係る協定締結先を介し入手を図る。必要に応じて、関係機関、団体等が所有する設備の提供、賃借の依頼を図る。

e トイレ

テント、プレハブ等と同様に入手を図る。

なお、管理を含め委託契約とすることを検討する。

f エンジン、電気機器等（動力噴霧機、小型発電機、照明機器等）

資機材等賃借に係る協定締結先を介し入手を図る。照明が不足する場合、本庁支援班を介し、開発局への投光車に係る協力を要請する。

g 消耗品

管内小売店、資機材調達に係る協定締結先を介し入手を図る。

h 通信機器

上記とあわせ、パソコン、通信機器の手配も行う。

なお、携帯電話（必要に応じて衛星電話）については、本庁支援班が各（総合）振興局対策本部使用分とあわせて手配するが、管内においても手配を図ること。

i 備蓄資機材

管轄家保に備蓄している資機材について、集合施設への輸送を手配する。

また、他家保、緊急防疫資材ストックポイントに備蓄されている資機材の輸送の手配は、本庁支援班が関係（総合）振興局の協力を得て手配する。

なお、炭酸ガスボンベ及びその関連資機材の輸送、調達については本庁指揮室防疫班が担当する。

(ウ) 撤収作業

a 廃棄処理

(a) 一般廃棄物

発生市町村と、廃棄対象及び手順について打合せ、適切に処理する。

(b) 産業廃棄物

（総合）振興局の環境生活課と、廃棄対象及び手順について打合せ、適切に処理する。

b 回収・再利用

防疫措置完了後に集合施設に保管されている資機材は、備蓄用に再利用するため、集合施設から各備蓄場所へ輸送する。

## エ 留意事項

飲料水、軽食は、輸送・宿泊・食事係が行う。

## オ 必要資機材

防疫計画（案）、資機材配付計画（様式未定）、

物品購入決定書、役務費決定書、委託契約書ひな形ほか

## 力 連絡先

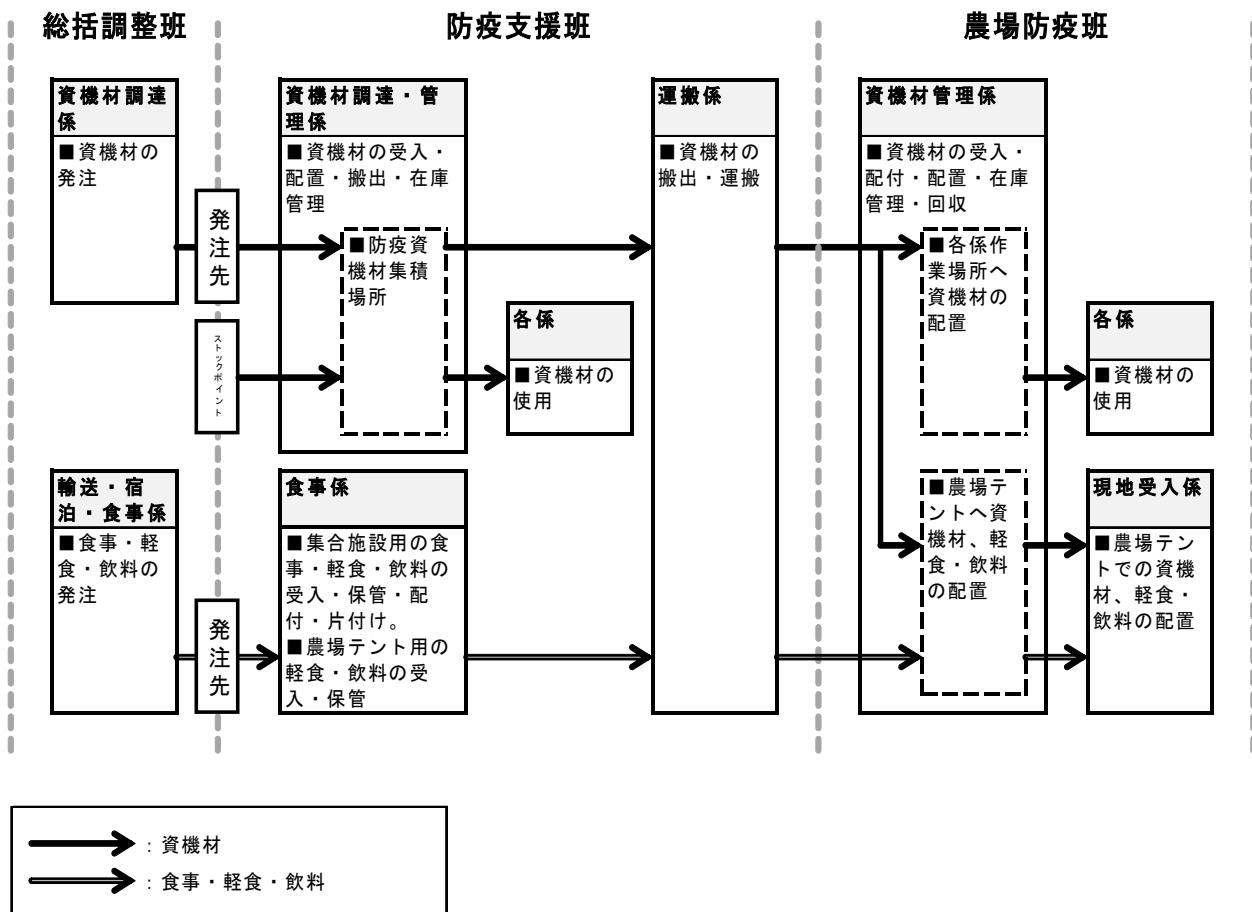
防疫支援班－資機材調達・管理係

担当者氏名 : \_\_\_\_\_

連絡先 : \_\_\_\_\_

## キ 参考

資機材管理に係る分担例





## (5) 広報・記録係

### ア 作業内容

#### (ア) 防疫作業進捗状況の整理

各作業の進捗状況を整理し、防疫班の防疫対策係（本庁指揮室）へ報告する。

#### (イ) (総合) 振興局における報道対応

調整班の農政課（本庁指揮室）と調整の上、定期的にプレスリリースを行う。

#### (ウ) 道民への情報提供、風評被害防止

プレスリリース等のＨＰ掲載、電話問い合わせへの適宜対応により、風評被害の発生の防止に努める。

### イ 作業手順

#### (ア) 防疫作業の進捗状況の整理

農場防疫班の連絡調整係から総括・調整班の連絡調整係へ写真メール等で提供される防疫作業（殺処分、埋却、消毒等）の進捗状況を都度整理し、総括・調整班－連絡調整係に提出する。

#### (イ) プレスリリースまでの基本的な流れ

a 広報・記録係は、本庁指揮室と調整し、現場に派遣されている撮影係に具体的な撮影内容を指示。

b 撮影係は指示に従い、直ちに作業現場で撮影。

c 撮影係は広報・記録係へ速やかにデータを送信。

d 広報・記録係は共有フォルダを活用するなどし、受信したデータを調整班農政課（本庁指揮室）へ提供。

e 広報・記録係は本庁指揮室の調整班から提供されたプレスリリース（案）を確認し、(総合) 振興局の様式に変更した上で、総括・調整班長へ提出。

f 総括・調整班長は、プレス発表予定の1時間前を目安に、(総合) 振興局内の対策本部長（局長）、指揮室長（副局長）、室長補佐、副室長にプレスリリース（案）及び配布日時を報告し、副室長は各班長と情報共有する。報告終了後、広報・記録係は、発生市町村にもプレスリリース（案）及び配布日時を連絡。

g 広報・記録係は地域政策課の広報担当に配布部数を確認の上、必要部数をコピーし、担当者へ提出。配布日時以降、プレスリリースを(総合) 振興局ＨＰへ掲載。なお、隣接市町村等については、速やかに別途通知する。

\* 時間外、休日中の報道対応について、農務課は事前に地域政策課と協議する。

\* 報道発表と同時に記者会見を行う場合は、報道陣配布分のプレスリリースも用意し、会場に(総合) 振興局対策本部長（局長）、副室長の机・席、報道陣の席を準備（予定時刻になったらプレスリリースを実施）。

(ウ) 道民への情報提供

広報・記録係は、電話問い合わせに適宜対応するなどして、道民の疑問・不安を解消するとともに、風評被害の発生防止に努める。

ウ 必要資機材

ネットワーク通信機器（パソコン、タブレット等）、広報室

エ 連絡先

- (ア) 本庁農政部農政課企画係 内線：27-139
- (イ) 本庁農政部畜産振興課家畜衛生係 内線：27-752
- (ウ) 農場防疫班-撮影係

第1陣

| 所属・職名 | 氏 名 | 携帯番号等 | メールアドレス | 備 考 |
|-------|-----|-------|---------|-----|
|       |     |       |         |     |
|       |     |       |         |     |
|       |     |       |         |     |
|       |     |       |         |     |
|       |     |       |         |     |

第2陣

| 所属・職名 | 氏 名 | 携帯番号等 | メールアドレス | 備 考 |
|-------|-----|-------|---------|-----|
|       |     |       |         |     |
|       |     |       |         |     |
|       |     |       |         |     |
|       |     |       |         |     |
|       |     |       |         |     |

第3陣

| 所属・職名 | 氏 名 | 携帯番号等 | メールアドレス | 備 考 |
|-------|-----|-------|---------|-----|
|       |     |       |         |     |
|       |     |       |         |     |
|       |     |       |         |     |
|       |     |       |         |     |
|       |     |       |         |     |

## オ 参考

### プレスリリースの実例（平成28年12月16日 清水町の事例）

平成28年12月16日（金）

- 14時30分 ・北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部幹事会の開催について
- 〃 ・清水町で家きんにおける高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生しました。
- 15時30分 ・北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部幹事会を開催しました。
- 22時30分 ・清水町で家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。
- 23時00分 ・北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部を開催しました。

平成28年12月17日（土）

- 8時30分 ・高病原性鳥インフルエンザに係る消毒ポイントを設置します。
- 13時00分 ・第2回北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議の開催について
- 〃 ・高病原性鳥インフルエンザに係る殺処分を開始しました。
- 15時30分 ・第2回北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議を開催しました。
- 22時30分 ・高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について

平成28年12月18日（日）

- 14時00分 ・第3回北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議の開催について
- 16時30分 ・第3回北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議を開催しました。
- 20時00分 ・高病原性鳥インフルエンザに係る埋却作業の開始について
- 21時30分 ・高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の殺処分状況について（予告）
- 23時00分 ・高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の殺処分状況について

平成28年12月19日（月）

- 15時30分 ・第4回北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議の開催について
- 17時30分 ・第4回北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議を開催しました。
- 23時30分 ・高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について

平成28年12月20日（火）

- 7時45分 ・高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況について
- 14時00分 ・高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の遺伝子解析及び高病原性鳥インフルエンザウイルスのNA亜型の確定について

平成28年12月22日（木）

- 20時00分 ・高病原性鳥インフルエンザ発生農場の防疫措置について

平成28年12月23日（金）

- 17時00分 ・高病原性鳥インフルエンザ発生農場の防疫措置について

平成28年12月24日（土）

- 19時30分 ・高病原性鳥インフルエンザ発生農場の防疫措置の完了について

平成28年12月27日（火）

- 13時30分 ・第5回北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議の開催について
- 16時20分 ・第5回北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部会議を開催しました。

平成29年1月10日（土）

- 15時00分 ・高病原性鳥インフルエンザ発生に係る搬出制限区域の解除について

平成29年1月13日（金）

- 17時00分 ・高病原性鳥インフルエンザ発生に係る防疫措置の終了について



## (6) 自衛隊連携係

### ア 作業内容

自衛隊、現地指揮所内、本庁指揮室調整班災害派遣調整係との連携調整

### イ 作業場所

(総合) 振興局内

### ウ 人員構成

(総合) 振興局地域政策課 数人

### エ 作業手順

#### (ア) 平常時の対応

- a 日頃から自衛隊と密に連絡をとっておくことが望ましい。目的は次のとおり。
  - ・ 駐屯地が遠方、若しくは一部の職種の部隊しか近くに駐屯していない場合の対応のため
  - ・ 自衛隊の派遣部隊の派遣規模に応じた面積が確保できる集結場所(公園、市民体育館のグラウンド等)の候補地の地図を各(総合)振興局があらかじめ用意しておく必要があるため。
- b 道以外の関係機関、団体等を広く参集する防疫演習開催時、管内の自衛隊等に参加を依頼し、発生時の連携について確認する。

#### (イ) 通報を受けてから指揮所が出来るまでの対応

- a 自衛隊の待機、休憩、車両駐車及び資機材保管その他活動のために必要な場所の有無、並びに食事提供の可否を検討し、本庁対策本部に報告する。
- b 発生場所を所管する自衛隊師団(又は旅団)及び本庁と隨時連絡調整する。この際、災害派遣要請に関する調整も併せて実施する。
- c 指揮所設置に際しては、指揮所幹部、自衛隊連携係、自衛隊師団(又は旅団)長、自衛隊の連絡員を近接して所在するよう机の配置等を調整する。
- d 係内のシフトを決定する。
- e 本庁指揮室調整班災害派遣調整係と連絡先・シフトを共有する。
- f 班内で連絡調整係と連絡先・シフトを共有する。

(ウ) 指揮所が出来てから

- a 指揮所幹部、自衛隊師団（又は旅団）の連絡員と隨時連絡調整をする。併せて、対策本部と調整の上、災害派遣要請に係る事務を進める。災害派遣の要請が受理されたら、集合場所、集合時間及び作業開始時間等を自衛隊の連絡員と調整する。派遣人員は活動内容により、自衛隊が決定する。
- b 局指揮室内における連絡調整
- c 本庁指揮室調整班災害派遣調整係との連絡調整  
連絡調整した内容は必ず共有する

(エ) その他

指揮室総括・調整班の広報・記録係から隨時、マスコミに手交する写真等を入手し、広報した旨を自衛隊にも共有する。

**才 必要資機材**

通信機器（P C、電話、F A X、プリンター）

**力 連絡先**

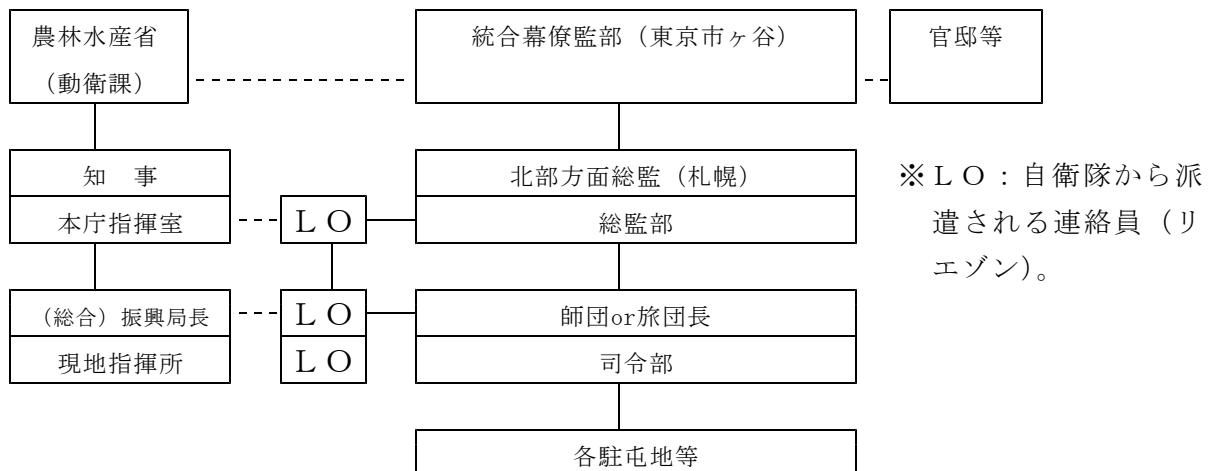
本庁指揮室－災害派遣調整班

担当者氏名 :

連絡先 :

### (参考1) 陸上自衛隊と道の関係

自衛隊連絡員を通じ、以下のように縦横で同じ情報を共有すること



### (参考2) 道と自衛隊の階級対応 (イメージ)

| 道      |       | 陸上自衛隊     |       |
|--------|-------|-----------|-------|
| 本庁     | 局     | 職名        | 階級    |
| 知事・副知事 | 一     | 方面総監      | 将     |
| 部長     | 局長    | 師団長       |       |
| 次長・局長  | 副局長   | 旅団長       |       |
| 課長     | 部長    | 方面総監幕僚長   | 将補    |
| 主幹     | 課長・主幹 | 団長        |       |
| 主査     | 係長    | 総監部部長     |       |
|        |       | 師旅団司令部幕僚長 |       |
|        |       | 連隊長       | 一佐    |
|        |       | 総監部課長     |       |
|        |       | 大隊長・中隊長   | 二佐・三佐 |

### (参考3)

北海道家畜伝染病防疫対策要綱 (抜粋)

第2章のIIの2の(2) 自衛隊への派遣要請等

海外悪性伝染病が発生し、道のみでは、発生農場における防疫措置等を実施することが困難な場合には、本庁対策本部は、自衛隊への派遣要請の実施について、農林水産省に協議する。

農林水産省による防衛省との協議を経て、農林水産省との協議が整った場合は、本庁対策本部が、発生状況、派遣期間、活動区域、活動内容等について、北部方面総監部と十分に調整した上で、知事(総合振興局長または振興局長)は、自衛隊(指定部隊の長)に対し、自衛隊法第83条の規定に基づき、部隊等の災害派遣を要請することができる。

(参考4)

局及び自衛隊は以下のような連絡事項を様式で定めておくことが望ましい  
1 災害派遣要請の様式 ((総合) 振興局→自衛隊)

(様式例)

○地政第○○○号  
○○○年○月○日

陸上自衛隊第○旅団長 様

北海道知事 ○○ ○○

災害派遣の要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので自衛隊の派遣を要請します。  
記

- 1 災害の状況及び派遣をする理由  
防疫に係る自衛隊派遣が必要なため
- 2 派遣を希望する期間  
○年○月○日 (○) ○時○分から緊急措置終了まで
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (1) 区域  
○○町
  - (2) 活動内容
    - 豚舎内における豚の追い込み作業など。
    - 殺処分した豚、餌などを埋却地に運搬処理及び支援。
    - 養豚場における消毒支援。
- 4 派遣部隊が展開できる場所  
○○町体育館～発生農場 (○○町○○番地)
- 5 派遣部隊と連絡方法
  - (1) 連絡責任者  
○○ (総合) 振興局地域創生部地域政策課 ○○ ○○
  - (2) 連絡先  
電話: ○○○○一○○一○○○○

○○ (総合) 振興局地域創生部地域政策課  
TEL: ○○○○一○○一○○○○  
FAX: ○○○○一○○一○○○○

2 道から自衛隊へ情報提供する場合の様式

(様式例)

○○○年○月○日 ○○時○○分

陸上自衛隊第○旅団 ○○○○ 様

○○ (総合) 振興局豚熱対策本部  
○○ (総合) 振興局○○部○○課 ○○○○  
(TEL: ) FAX: )

今般発生した豚熱（疑い事例）の防疫措置に係る対応（想定）について、現時点（○○月○日○○時○○分）の状況をお知らせします。

|      |                                          |
|------|------------------------------------------|
| 農場概要 | 農場名<br>所在地<br>飼養状況                       |
| 経過   | ○○月○○日 ○○時○○分発生（予定）<br>○○時○○分作業開始（予定）    |
| 集合施設 | 施設名<br>所在地<br>使用開始時間（予定）<br>連絡先 担当者名 TEL |
| 防疫措置 | 想定防疫作業員 ○○人（内、道職員○○人）                    |

3 自衛隊から道へ情報提供する場合の様式

様式は自衛隊の任意とするが、次の内容を記載するものとする。

- ・集合予定時間
- ・作業開始予定時間
- ・自衛隊の派遣者数・内訳
- ・自衛隊の責任者名、連絡先

4 現場の現況を報告するための様式 (道→自衛隊)

(様式例)

○○○年○月○日 ○○時○○分

陸上自衛隊第○旅団 ○○○○ 様

○○ (総合) 振興局豚熱対策本部

○○ (総合) 振興局○○部○○課 ○○○○

(TEL: FAX: )

今般発生した豚熱の防疫措置に係る対応について、現時点 (○○月○○日○○時○○分) の状況をお知らせします。

|      |                                                                                                                         |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 農場概要 | 農場名<br>所在地<br>飼養状況                                                                                                      |
| 経過   | 発生時刻<br>殺処分開始時刻・頭数<br>埋却開始時刻・埋却済み量 (頭、t、フレコン個数 等)<br>清掃作業開始時刻・作業進捗 (○棟中○棟終了、○棟実施中 等)<br>消毒作業開始時刻・作業進捗 (○棟中○棟終了、○棟実施中 等) |
| 防疫措置 | 動員状況 のべ○○人 (内、道職員○○人) *暫定値                                                                                              |



## 4 周辺農場防疫班

### (1) 作業内容

- ア 移動制限区域及び搬出制限区域内（以下、本項において「区域内」）の豚飼養者、制限対象施設に対する情報提供、指導等
- イ 発生状況確認検査及び清浄性確認検査
- ウ 移動・搬出制限の対象外とする協議に係る事務
- \* 国、都府県派遣獣医師がその他防疫作業員と異なるスケジュールで作業すること、また、複数の農場等を対象とした作業となるためバイオセキュリティに特段の配慮が必要であることなどから、集合施設とは別に、家保等に別途拠点を設けることが望ましい。
- \* 制限対象施設は、豚を扱うと畜場、市場又はその他疫学調査等を踏まえ対策を要すると対策本部が決定した施設とする。なお、と畜場にあって、豚以外の家畜を同時に取り扱っている場合、豚とそれ以外の家畜の処理動線等を調査し、本庁指揮室防疫班（以下、本項において「防疫班」）に報告、必要に応じて動衛課との協議を経て、制限事項及び範囲等を決定する。
- \* 移動制限区域又は搬出制限区域が複数の（総合）振興局に位置する場合、各（総合）振興局の対策本部がそれぞれ所管する区域の農場、制限対象施設の対応を行う。

#### ■ 参考

- ① 移動制限区域
  - 発生農場から3km以内。区域内の豚等の制限物品の移動を禁止。
  - 豚を取り扱うと畜場の閉鎖。
- ② 搬出制限区域
  - 発生農場から10km以内。区域外への豚等の制限物品の移動を禁止。

### (2) 作業手順

#### ア 事前の準備

防疫計画（案）の精査にあわせ、区域内の豚飼養者、制限対象施設の一覧表を作成する。

#### イ 対策本部を設置した段階

（ア）区域内の豚飼養者、制限対象施設の管理者に、移動・搬出制限開始の見込み及びその内容を口頭又は電話により連絡する。

## ■ 留意事項

(農場に対する連絡事項)

- ① 移動制限等の開始見込み、開始時の連絡方法。
- ② 移動制限等開始後の注意事項、移動又は搬出の制限、移動制限区域内の農場にあっては発生状況確認検査として立入検査を実施すること。
- ③ 制限下における豚の生体や死体の移動にあっては、改めて立入検査を実施し、家畜防疫員が指示すること。

(と畜場に対する連絡事項)

- ① 移動制限等の開始見込み、開始時の連絡方法。
- ② 移動制限区域内にあっては閉鎖とし、それ以降の搬入を延期すること。
- ③ 制限開始後、施設内の業務は原則として継続可とすること。
- ④ 再開については、別途現地調査等実施後、必要に応じて国との協議も経て決定すること。

(イ) 発生状況確認検査に必要な人員、資機材を算出する。なお、原則として管轄家保備蓄資機材を使用し、不足する場合は（総合）振興局指揮室と調整する。

(ウ) 不足する獣医師は防疫班と調整する。他家保職員、国又は都府県からの派遣者を配置する。

## ウ 患畜等が決定し、豚熱が発生した段階

### (ア) 発生状況確認検査

原則として、発生から24時間以内に、家畜防疫員が、移動制限区域内の全ての豚飼養農場（6頭以上）に立ち入り、飼養豚の臨床的な異状の有無を確認するとともに、防疫指針に基づき必要な採材し、検査を実施する家保に送付する。検査を実施する家保は、原則として当該農場の所在地を管轄する家保とするが、家保職員の派遣人数等の状況を踏まえ、事例ごとに防疫班が調整を行う。

(イ) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置が完了した後、17日（アフリカ豚熱の場合は11日）が経過した後、清浄性確認検査を実施する。手順は発生状況確認検査と同様とする。

なお、清浄性確認検査の方法及び回数については、疫学調査結果等に基づく動衛課の助言を踏まえ、都度検討する場合もある。

(ウ) 家伝法第52条に基づき、区域内の豚飼養者に対し、当該農場が対象となっている移動・搬出制限が解除されるまで毎日の死亡頭数及び疾病発生状況の報告を求め、その結果を防疫班に報告する。なお、都道府県知事が家畜の所有者等に必要な報告を求めることができるとする家伝法第52条に係る事務は家保所長に委任されている。